

令和 **7** 年度

変額保険テキスト

販売資格試験用



まえがき

このテキストは、「変額保険販売資格制度」にもとづいて実施する“変額保険の販売に係わる研修”の業界統一カリキュラム用テキストです。

変額保険の販売にあたっては、変額保険の特徴や仕組みを十分理解することが必要であるとともに金融面についても幅広い知識が要求されます。

また、この商品は契約者が資産運用のリスクを負担しており、お客さま自身が選択、判断して契約いただくことから、お客さまが判断するために必要な情報提供と、お客さまの理解を得たうえで正しい販売活動が大切です。

そのため、変額保険の募集に従事しようとする者は、本テキストにもとづく業界統一の研修を履修後、協会が実施する「変額保険販売資格試験」および「専門課程試験」に合格しなければなりません。

さらに、合格後協会へ販売資格の登録をしてからでなければセールス活動に従事することができません。

本テキストの学習により、変額保険の販売資格者としてふさわしい知識を習得するとともに、自社の商品知識についても学習され、正しい販売活動を行い、お客さまの信頼に添えていくことを期待します。

本テキスト中の（注）・参考・付表および各社独自教育部分のカリキュラムは、販売資格試験の出題の対象となりません。

なお、生命保険会社や商品により、「死亡保険金」や「高度障害保険金」を「死亡給付金」「高度障害給付金」等と呼ぶ会社がありますが、業界共通テキストでは、死亡保険の場合は「死亡保険金」「高度障害保険金」、年金保険の場合は「死亡給付金」等、統一して記載しています。

令和7年6月

一般社団法人 生命保険協会

【受験にあたって】

○試験の実施方法

生命保険業界共通教育試験および生命保険講座試験は、C B T (Computer Based Testing) で実施されます。C B Tは、P C画面に表示された試験問題に、マウス操作により回答する方式です。

W E B上に掲載の「C B T体験版」「C B Tによる受験の仕方」で、操作方法および試験当日の試験会場に会場から退場するまでの流れを事前に確認可能となっております。

<https://www.prometric-jp.com/personal/seiho/guide/>



○主な注意事項

試験日当日の主な注意事項は、次のとおりです。

1. 受験票および本人確認書類の用意

受験にあたっては、受験票および所定の本人確認書類（注）が必要となります。

（注）以下の条件を満たす本人確認書類を提示できないと受験できません。条件を満たす本人確認書類を用意できない場合には、事前に生命保険会社、もしくは所属の保険代理店に連絡してください。

【前提条件】

- ・ 原本であること（コピーおよび電子媒体は不可）
- ・ 氏名が明記されていて受験票の氏名と相違がないこと
- ・ 有効期限内であること
- ・ 以下A群およびB群の顔写真で本人確認ができること

【有効な組み合わせ】

■1点のみで受験可能（A群より1点）

【A群】*顔写真付き
・ 運転免許証（公安委員会発行のものに限る）
・ 運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のものに限る）
・ パスポート
・ 在留カード、特別永住者証明書（外国人登録証を含む）
・ 住民基本台帳カード（平成27年12月で発行終了）
・ 個人番号カード（マイナンバーカード）
・ 身体障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を含む）

■2点の組み合わせで受験可能（B群より1点+ C群より1点）

その他の確認書類の組み合わせは不可

【B群】*顔写真付き	+	【C群】
・ 社員証（*1）		・ 健康保険証（カード型を含む）(*3)
・ 学生証（*2）		・ クレジットカード(自署名があること)

(*1) 社員証（募集人登録証を含む）

- ・ 企業名または団体名が記載されていること
- ・ 顔写真がプラスチックカードに印刷されていること。または、貼付された顔写真に割印、エンボス、ラミネート加工（社員証全体ではなく、顔写真部分のみでも可）のいずれかの処理がされていること

(*2) 学生証

- ・ 中学校、高等学校、高等専門学校、大学、公的機関が設置する職業訓練学校、都道府県知事が認可する専門学校が発行したもの
- ・ 顔写真が印刷されていること

(*3) 健康保険証

- ・ 2024年12月2日以降は保険者から交付される資格確認書を利用することも可能です。健康保険証は2025年12月1日の受験まで有効な本人確認書類として扱います。

2. 試験会場の確認・集合時刻の確認

- ① 受験票に記載されている集合時刻までに会場へ来てくださいますようお願いいたします（受験規定を読み、受付で本人確認をするため5分前に集合するよう心がけてください）。
- ② 集合時刻までに会場へ来場できなかった場合には欠席扱いとなり受験できません。あらかじめ交通経路や所要時間を確認しておいてください（遅刻または欠席により受験しなかった場合、受験手数料は返金しません）。
- ③ 来場の際は、公共交通機関をご利用ください。無断駐車は絶対に行わないでください。

3. 試験会場への資料等の持込み不可

- ① 試験室内には私物の持ち込みはできません。貴重品や大きな手荷物のご持参はお控えください。
- ② 本人確認書類以外のすべての持ち物（受験票、テキスト、携帯電話、腕時計など）は会場に配置されているロッカーに収納します。なお、携帯電話は必ず電源を切った状態でロッカーに収納してください。
- ③ 机上にはノートボードとペンがセットされています。ノートボードは、試験中のメモ用紙としてご利用いただけます。
- ④ 試験室は試験監督員、および監視カメラによりモニタリングされています。不正行為が発覚した場合、試験室から即時に退室していただきます。

4. CBTにおける操作方法

初めて受験する場合には、パソコンの操作、試験問題の出題形式および当日の受付の流れについて、「CBT体験版」(<https://www.prometric-jp.com/personal/seiho/guide/>)を事前にご確認ください。



【合格情報照会制度について】

一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）では、新たに生命保険募集人（以下「募集人」といいます。）の登録を受けようとする方に対して、顧客に信頼される資質能力を備えた募集人たり得るか否かを選別するための試験である「生命保険一般課程試験」、および募集人を体系的に育成するための教育制度として、業界共通の教育課程試験（「生命保険専門課程試験」「変額保険販売資格試験」「外貨建保険販売資格試験」「生命保険応用課程試験」「生命保険大学課程試験」「生命保険講座試験」）を実施しています。

協会および生命保険会社その他保険業法に基づき保険の引受けを行う者（以下「会社」といいます。）は、協会のデータベース内で保管・管理される、受験申込者に関する情報（以下「受験者情報」といいます。）を、本制度において共同利用しています。

本制度は、協会および会社が受験者情報を利用することにより、会社が採用する職員等の適格性および資質を判断することを助け、適正な試験運営や有能な人材確保により、会社の業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保し、生命保険契約者等の利益の保護および生命保険事業の健全な発展に資することを目的としています。

受験者情報は、上記以外の目的で、第三者に提供されることはありません。また、受験者情報の利用目的を変更した場合には、協会および各会社のホームページ等に掲載いたします。

受験者情報の項目は、氏名、性別、生年月日、連絡先、個人コード、入社時期、退職時期、認定時期、受験番号、受験時期、受験結果、受験会社、会社コード、受講開始時期、受講状況、試験名、募集人登録番号、募集人廃業時期、登録の種類、法令等に基づき募集人登録上必要となる項目、その他本制度の目的を達成するために必要となる募集人または受験の状況に関する項目とします。

受験者情報の保管・管理期間は、「生命保険一般課程試験」および「生命保険講座試験」については受験後5年間、「生命保険専門課程試験」、「変額保険販売資格試験」、「外貨建保険販売資格試験」、「生命保険応用課程試験」および「生命保険大学課程試験」については募集人の廃業（保険募集業務の廃止）後2年後までの間とし、保管・管理期間の経過後は速やかに破棄されます。

受験者情報については、協会および各会社が管理責任を負います。募集人本人は、協会の定める手続きにより、受験者情報の開示を求めることができます。また、受験者情報の内容が事実と相違している場合には、協会の定める手続きにより、受験者情報の内容の訂正等を申し出ることができます。個人情報の保護に関する法律に違反して受験者情報が取り扱われている場合には、協会の定める手続きにより、受験者情報の利用停止または消去を申し出ることができます。本制度に関するご照会は、各試験の受験時の各生命保険会社または協会業務教育部宛にお願いいたします。

協会および各会社の名称・住所・代表者名については、協会ホームページにてご確認ください。

【変額保険販売資格者登録制度について】

一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）および生命保険会社その他保険業法に基づき保険の引受けを行う者（以下「会社」といいます。）は、個人情報の保護に配慮しつつ、変額保険の募集を行わせる者（以下「変額保険販売資格者」といいます。）に関する情報（以下「変額保険販売資格者情報」といいます。）を、変額保険販売資格者登録および登録抹消を行うために共同利用しています。

本制度の目的は、変額保険販売資格者情報の利用により、変額保険契約者の利益保護と募集秩序の維持を図るとともに、変額保険の健全な普及・発展を期することです。

変額保険販売資格者情報は、上記以外の目的で、第三者に提供されることはありません。また、変額保険販売資格者情報の利用目的を変更した場合には、協会および各会社のホームページ等に掲載いたします。

各会社は、変額保険の募集を行わせようとする者を協会に登録します。変額保険の募集を行わせようとする者が複数の会社に所属する場合は、各々の会社が登録します。

変額保険販売資格者情報の項目は、登録時期、登録番号、氏名、性別、生年月日、連絡先、生命保険募集人登録番号または法人募集代理店代表者の整理番号、販売資格研修の受講状況、届出会社、登録の種類、法令等に基づき募集人登録上必要となる項目、その他本制度の目的を達成するために必要となる募集人または変額保険販売資格者登録の状況に関する項目です。

変額保険販売資格者情報の保管・管理期間は、登録の届出を行った会社（届出会社）もしくは登録者自身が登録者について変額保険販売資格者登録が不要と判断したときまたは登録された者が登録要件を欠いたときまでとし、保管・管理期間の経過後は速やかに破棄されます。

変額保険販売資格者情報については、協会および各届出会社が管理責任を負います。登録者は、協会の定める手続きにより、変額保険販売資格者情報の開示を求めることができます。また、変額保険販売資格者情報の内容が事実と相違している場合には、協会の定める手続きにより、変額保険販売資格者情報の内容の訂正等を申し出ることができ、個人情報の保護に関する法律に違反して変額保険販売資格者情報が取り扱われている場合には、協会の定める手続きにより、変額保険販売資格者情報の利用停止または消去を申し出ることができます。

本制度に関するご照会は、届出会社または協会業務教育部宛にお願いいたします。

協会および各会社の名称・住所・代表者名については、協会ホームページにてご確認ください。

第 1 章

変額保険の販売の背景

I 変額保険の販売の背景 11

1. 金融の自由化 11
2. お客さまのニーズの多様化 13
3. 変額保険の販売 14

II 変額個人年金保険の販売の背景 15

1. 米国における変額個人年金保険販売の状況 15
2. 日本における変額個人年金保険販売 16

第 2 章

変額保険の仕組みと約款・税

I 変額保険とは 17

1. 運用実績に応じて保険金額が変動 17
2. ハイリスク・ハイリターンの運用 17
3. 自己責任原則 17
4. 変額保険と定額保険の保険金額の比較 18

II 変額保険の種類と仕組み 19

1. 変額保険と特別勘定 19
2. 変額保険の種類 19
 - (1) 変額保険（終身型） 19
 - (2) 変額保険（有期型） 20

3.	保険料の仕組み	20
	(1) 保険料計算の基礎	20
	(2) 保険料の区分	20
	(3) 特約保険料	21
4.	保険金の変動の仕組み	21
	(1) 積立金の変動	21
	(2) 保険金の変動	21
	(3) 最低保証	22
5.	剰余金と配当金	22
	(1) 剰余金と配当金	22
	(2) 配当金支払方法	22
6.	変額個人年金保険と特別勘定	23
	(1) 変額個人年金保険の特徴	23
	(2) 変額個人年金保険の仕組み	23
	(3) 変額個人年金保険の商品内容	24

Ⅲ 変額保険の約款 26

1.	契約日	26
2.	特別条件付契約の取り扱い	26
3.	クーリング・オフ（契約撤回請求権）の取り扱い	26
4.	保険料の払い込み	26
	(1) 保険料の払い込み	26
	(2) 保険料の払込猶予期間	27
	(3) 自動延長（定期）保険への変更	27
	(4) 失効・復活	28
5.	契約者貸付	28

6. 解約	29
7. 諸変更	29
(1) 定額保険への変更	29
(2) 払済保険への変更	30
(3) 定額延長（定期）保険への変更	30
(4) 減額	30
(5) 保険料払込方法（回数）の変更	30
(6) 保険期間・保険料払込期間の変更	30

IV 変額保険と税 31

1. 保険料と税	31
2. 保険金と税	31
3. 年金と税	32

第3章 特別勘定の資産運用

I 運用基本方針 33

II 資産の評価方法 36

第4章 販売資格者の位置づけと役割

I 販売資格 37

Ⅱ 販売資格者の役割 37

1. 変額保険の特性を生かした販売 37
2. お客さま意向の把握と正しい情報提供 38
 - (1) 販売に際しての意向把握と情報提供 38
 - (2) 「契約締結前交付書面」「ご契約のしおり一定款・約款」
「特に重要なお知らせ」等の交付 38
 - (3) お客さま意向の確認 39
 - (4) 契約後の情報提供 39

Ⅲ 募集上の禁止・留意事項 39

1. 募集に関する禁止行為 39
 - (1) 将来の運用成果等について断定的判断を提供する行為 40
 - (2) 特定の生命保険会社との比較、特定期間を取り上げての比較 40
 - (3) 保険金額・年金年額、解約返戻金額の保証 40
 - (4) 特別の利益の提供 40
 - (5) 虚偽の説明 40
 - (6) 損失を被った場合に責任を負うことを約束する行為 40
 - (7) 重要な事項についての説明もれや不完全な説明 41
 - (8) 告知義務違反をすすめる行為 41
 - (9) 不適正な乗換募集 41
 - (10) 威迫、業務上の地位の不当利用 42
 - (11) 誤解させるおそれのある表示・説明 42
 - (12) 誹謗・中傷 42
 - (13) 保険料一時払契約の保険募集におけるクーリング・オフについての
説明もれや不完全な説明 42

2. 消費者契約法・金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律 (金融サービス提供法)	43
(1) 消費者契約法	43
(2) 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律 (金融サービス提供法)	43
3. 金融商品取引法	44
4. 犯罪による収益の移転防止に関する法律 (犯罪収益移転防止法)	45
5. 個人情報保護に関する法律 (個人情報保護法)	46
6. 保険法	48
7. その他の留意事項	49
(1) 「変額保険販売資格者」以外の人の変額保険を販売する行為	49
<付表1> 「変額保険」と「定額保険」の対比	57
<付表2> 「変額個人年金保険」と「投資信託」の対比	59

各社独自
教育部分
カリキュラム

変額保険・変額個人年金保険の商品知識

1. 自社の変額保険・変額個人年金保険の商品知識	60
2. 自社の変額保険・変額個人年金保険の契約実務	60
3. 変額保険・変額個人年金保険の販売上の注意事項	60
〔参考〕	61

I 変額保険の販売の背景

生命保険市場をとりまく環境は、金融の自由化やお客さまのニーズの多様化などにより大きく変化しています。

このような環境の変化に対応するために1986年（昭和61年）に「変額保険」が、1999年（平成11年）には「変額個人年金保険」が発売されています。

1. 金融の自由化

経済環境が変化すると、お客さまが金融に対して求めるものも変化してきます。この変化に対応するため、いままでの規制を緩めて金融の活動範囲を広げる必要が出てきます。これが「金融の自由化」です。

この「金融の自由化」には、金利の自由化に関するものと業務の多様化に関するものの2つがあり、これらは互いに密接な関係があります。

金利の自由化に関しては、国債の大量発行や金融の国際化により、公社債市場や海外市場といった自由金利市場^(注)が拡大しました。この結果、資金はより高い金利を求めて、政策的に低く押さえられていた銀行預金などの規制金利市場から自由金利市場へ流れるという傾向が強くなりました。

(注) 自由金利市場とは、資金の需給関係を反映して弾力的に金利が変動する市場のことです。

また、一方では業務の多様化も進みました。

以前は分業主義で銀行・証券・信託・生保・損保などと区分されていましたが、銀行などによる公共債の売買や証券会社による預金類似商品の取り扱いなど、お互いの業務に乗り入れる傾向が拡大しました。

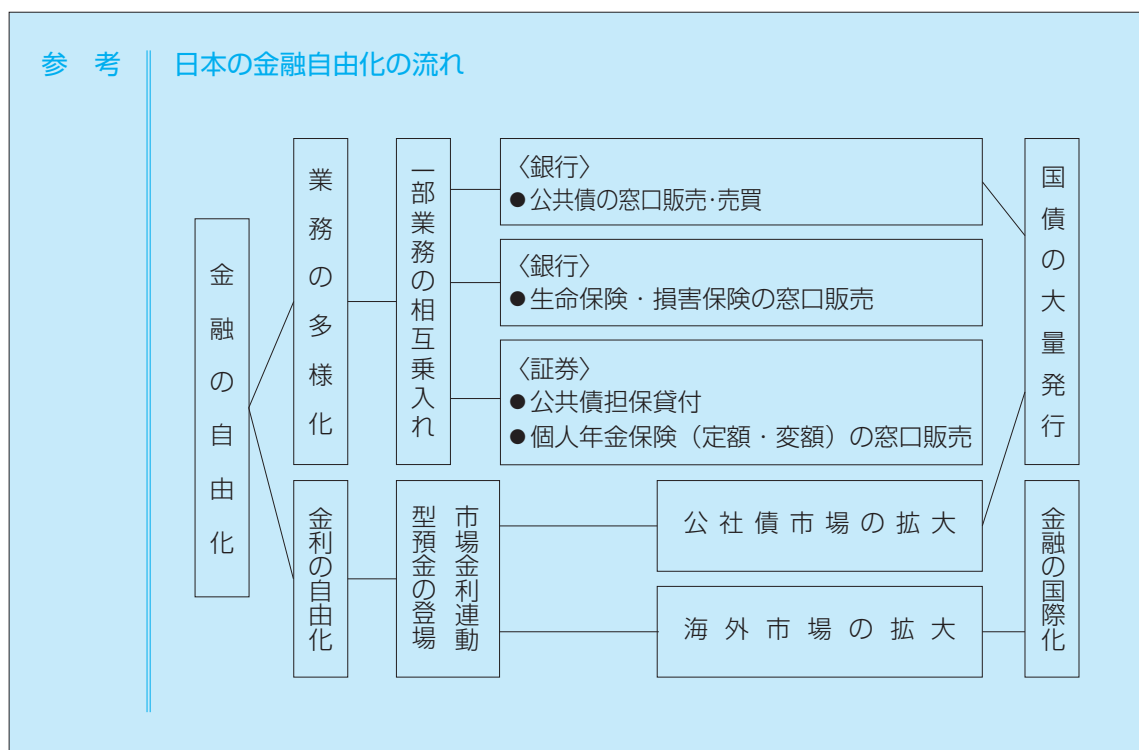
1988年（昭和63年）には、生命保険業界においても国債の窓口販売業務が開始され、証券業界では、1998年（平成10年）12月から保険商品の窓口販売が解禁されました。

また、2001年（平成13年）4月には、銀行等による保険商品の窓口販売（いわゆる「銀行窓販」）が一部の保険商品で開始され、2002年（平成14年）10月には生保の「個人年金保険（定額・変額）」と「財形保険」、損保の「年金払積立傷害保険」と「財形傷害保険」まで取り扱

い範囲が拡大されました。

「銀行窓販」では、開始当初より、運用実績によって将来の受取額が変動する生保の「変額個人年金保険」を中心に販売が行われました。その後、2005年（平成17年）12月の「一時払養老保険」「一時払終身保険」等の取り扱い範囲拡大を経て、2007年（平成19年）12月からは、すべての保険商品の販売が解禁されています。ただし、「銀行窓販」では、保険商品の複雑性・特殊性や銀行等の業務の特性から、保険募集時のさらなる契約者保護を図るため、募集にあたっては弊害防止措置が設けられています（詳細はP.50参照）。

「銀行窓販」の拡大を機に、現在では、多くの銀行や証券会社等で、個人年金保険（定額・変額）を中心に生命保険商品の販売が行われています。



(注) 銀行などによる公共債の窓口販売業務・売買業務

・公共債の窓口販売業務とは、新しく発行する公共債（国債・地方債・政府保証債）を銀行の窓口で不特定多数のお客さまに販売することです。

従来、公共債の販売業務は証券会社にだけ認められていましたが、1983年（昭和58年）4月から、銀行などにも認められるようになりました。

・公共債の売買業務とは、既に発行された公共債（国債・地方債・政府保証債）を銀行などが不特定多数のお客さまに売買することです。1984年（昭和59年）6月から、銀行などにも認められるようになりました。

2. お客様のニーズの多様化

「家計の金融行動に関する世論調査」によれば、世帯員2人以上の世帯（金融資産を保有する世帯のみ）において、1980年（昭和55年）には500万円弱であった平均金融資産保有額は、1989年（平成元年）には1,000万円を超え、2024年調査では1,833万円となっています。

金融商品を選択する際にお客さまが重視している要素としては、安全性が25.0%、流動性が19.9%、収益性が40.9%となっています。

このようなお客さまのニーズを満たす金融商品のひとつとして、預貯金や株式投資などと並んで、貯蓄機能・保障機能を兼ね備えた生命保険にも収益性を求めるお客さまの期待が高まることとなりました。

生命保険会社では、多様化するお客さまのニーズに対応するための調査・研究を進めた結果、これまでに多くの種類の変額保険や変額個人年金保険が開発・販売されています。

参 考

平均金融資産保有額と金融商品の選択基準の推移

(単位：%)

	平均金融資産保有額	金融商品の選択基準の推移								
		安 全 性	元本の保証がある	信用が でき 安心	収 益 性	利 回 り が よ い	値 上 が り を 期 待	流 動 性	換 金 が 容 易	預 入 ・ 引 出 が 自 由
1980年	482万円	40.4	10.5	30.0	24.8	22.2	2.6	27.2	9.2	17.9
1989	1,013万円	45.1	24.8	20.3	26.1	23.0	3.1	25.3	6.6	18.7
1990	1,181万円	41.0	20.4	20.6	28.3	25.6	2.7	26.9	5.7	21.2
2000	1,448万円	54.7	33.2	21.6	16.5	13.6	3.0	24.9	5.2	19.7
2010	1,542万円	48.4	29.8	18.6	15.8	13.2	2.6	28.5	4.5	24.0
2015	1,819万円	46.1	29.3	16.8	17.6	11.9	5.6	23.1	6.0	17.2
2016	1,615万円	45.7	29.9	15.8	17.5	12.1	5.4	24.7	6.7	18.0
2017	1,729万円	46.6	30.1	16.5	18.7	12.9	5.9	21.0	5.5	15.5
2018	1,559万円	41.8	27.8	14.0	17.6	11.3	6.2	25.8	5.7	20.1
2019	1,537万円	41.9	28.2	13.6	19.0	11.5	7.5	22.9	6.1	16.8
2020	1,721万円	37.2	26.5	10.6	22.0	12.4	9.5	24.5	7.3	17.2
2021	2,024万円	29.2	22.2	7.0	34.9	18.7	16.1	21.0	8.5	12.4
2022	1,698万円	29.7	22.9	6.8	35.9	19.8	16.1	20.2	8.3	11.9
2023	1,758万円	30.0	22.9	7.0	35.1	19.9	15.2	20.4	7.6	12.8
2024	1,833万円	25.0	18.4	6.6	40.9	22.0	18.8	19.9	7.2	12.8

金融経済教育推進機構「家計の金融行動に関する世論調査（2024年）」（二人以上世帯調査）

(注) この調査は、世帯員2人以上の世帯のうち金融資産を保有する世帯のみを対象としたものです（2021年より調査の依頼・回収方法を、従来の「訪問と郵送の複合・選択式」から、「インターネットモニター調査法」へ移行しています）。

3. 変額保険の販売

金融の自由化やお客さまのニーズの多様化などを背景として、生命保険についても、資産運用の実績により保険金額などが変動する変額保険に対するニーズが高まりました。

保険審議会^(注)においてもお客さまの信頼と期待に応じていくため変額保険開発の必要性が答申され、1986年（昭和61年）10月から変額保険が発売されました。

変額保険の資産運用は、主に株式や債券などの有価証券を中心に行われているため、経済・金融情勢の動きに極めて敏感に反応するという特徴があります。

「安全性」を確保しつつ「収益性」も追求したいというお客さまのニーズの多様化に対応するため、変額保険の販売に際しては、長期的な「収益性」を追求する資産運用を原則にしていることを念頭に置き、短期の運用実績ばかりを強調するのではなく、「保障性」を兼ね備えた保険商品として長期的な視野に立った販売を行っていく必要があります。

(注) 現在の金融審議会（内閣総理大臣、金融庁長官、財務大臣の諮問機関）。

参 考 | 変額保険の歴史

変額保険は、1956年（昭和31年）オランダで最初に発売されました。その後、イギリス、フランス、アメリカなどの欧米諸国でも開発・販売されています。

アメリカを例にとり、その開発・販売経緯をみると、1970年代後半に始まった高金利・インフレ時代を契機に、金融革命とも呼ばれる大きな変化が金融・保険市場において生じました。この金融革命の中で銀行・証券などは相次いで市場金利連動型の商品を開発し個人金融資産の吸収を図りました。この結果、従来長期の貯蓄分野で圧倒的な強さを誇っていた生命保険会社も養老保険などの貯蓄機能が相対的に低下し、既契約の解約・失効や契約者貸付が増加し、資金の流失を招きました。

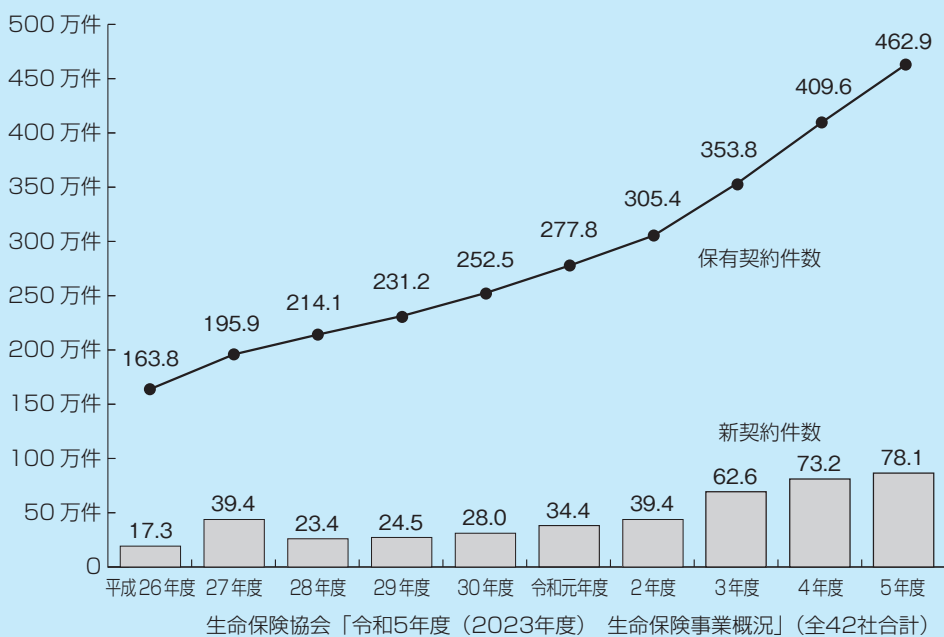
このような金融革命下における環境変化に対応するため、資産運用の成果をより直接的に契約者に還元できる変額保険が開発されました。

日本では、お客さまの金利選好の高まりや生存保障ニーズの増大を背景として、1985年（昭和60年）5月の保険審議会において変額保険の導入について前向きに検討すべきとされたことと、アメリカの生命保険会社の日本進出とが相まって、生命保険会社各社の商品開発が進み、1986年（昭和61年）10月に発売されました。

参 考

変額保険の契約状況（変額個人年金保険は含まない）

	新契約		保有契約	
	件数（件）	金額（百万円）	件数（件）	金額（百万円）
平成26年度	173,167	1,094,886	1,638,216	11,081,184
平成27年度	394,176	2,486,447	1,959,052	12,836,316
平成28年度	234,418	1,558,764	2,140,967	14,023,989
平成29年度	244,515	1,889,785	2,311,868	15,324,968
平成30年度	279,634	2,307,964	2,524,941	17,008,167
令和元年度	343,640	2,760,073	2,777,805	18,808,170
令和2年度	393,813	3,575,906	3,054,078	21,988,126
令和3年度	626,138	6,188,314	3,537,636	27,192,644
令和4年度	732,110	7,236,348	4,096,077	32,869,401
令和5年度	781,390	7,934,144	4,628,874	39,537,822



Ⅱ 変額個人年金保険の販売の背景

1. 米国における変額個人年金保険販売の状況

米国において、終身保険や定期保険などの死亡保障商品の市場が鈍化する一方で、変額個人年金保険市場は1990年代前半から拡大し、変額個人年金保険が有力商品として定着しました。その背景としては、老後に向けての長期的な資産形成商品に関心が高まる中で、「株価上昇などにより高い収益が期待できる点」や「年金受取時まで運用収益が課税されない『課税繰り延べ効果』」等の変額個人年金保険の特徴が市場のニーズに対応していることが考えられます。

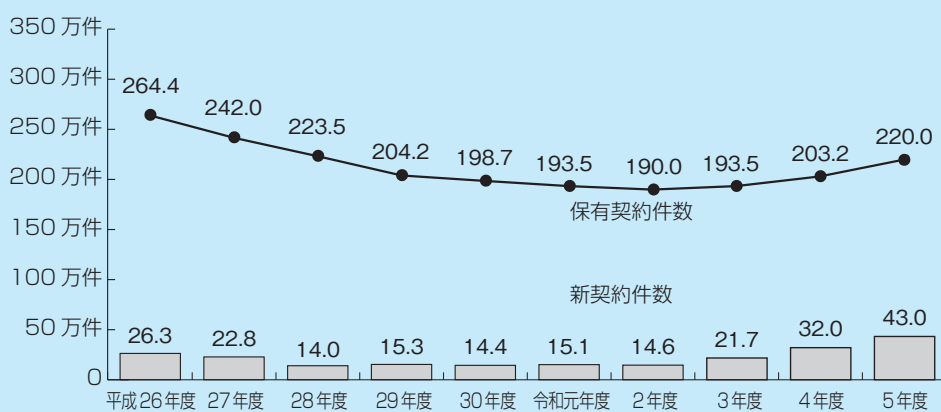
2. 日本における変額個人年金保険販売

長引く超低金利の中で、リスク性金融商品には保守的といわれてきた日本でも、消費者の金融商品に対する意識は大きく変化しました。また少子高齢化の進展による老後生活保障に対する不安により、自己責任による資産形成ニーズが高まったことを受け、そのような消費者ニーズに対応するために、1999年（平成11年）から変額個人年金保険の販売が開始されました。

「年金を自助努力で準備したい」という人はもちろん、「より有利な形で積極運用したい」「相続対策を今から進めたい」など、さまざまなニーズに応える金融商品として、2002年（平成14年）10月の「銀行窓販」での年金商品解禁から、変額個人年金保険の販売件数は、一時払契約を中心に拡大を続けていましたが、2008年（平成20年）9月のリーマン・ショックなどにより金融情勢が不安定となったこと等の影響を受け、その実績は一時期大きく減少しました。以降の販売件数は若干持ち直したものの国内外の経済に不確定要素は多く、株価の急落などに伴う金融商品としてのリスクについて、お客さまへの十分な説明がより一層求められています。

参 考 | 変額個人年金保険の契約状況

	新契約		保有契約	
	件数 (件)	金額 (百万円)	件数 (件)	金額 (百万円)
平成26年度	263,263	1,653,435	2,643,553	16,078,767
平成27年度	227,743	1,390,171	2,420,255	13,919,707
平成28年度	139,736	757,680	2,234,680	12,697,041
平成29年度	153,350	807,108	2,041,708	11,290,426
平成30年度	143,711	820,106	1,987,341	10,648,591
令和元年度	150,911	950,219	1,935,278	9,866,002
令和2年度	145,997	958,783	1,899,936	10,435,537
令和3年度	217,480	1,460,958	1,935,121	10,883,528
令和4年度	319,675	2,141,080	2,031,839	11,472,829
令和5年度	429,711	3,191,849	2,200,103	13,666,398



生命保険協会「令和5年度（2023年度）生命保険事業概況」（全42社合計）

I 変額保険とは

1. 運用実績に応じて保険金額が変動

変額保険とは、お客さまの保険にかかわる資産を主に株式や債券などの有価証券に投資し、その資産の運用実績に応じて保険金額などが変動する生命保険のことをいいます。

運用の成果が上がれば受け取る保険金などの額は大きくなります。また一方で、経済・金融情勢の悪化などにより資産運用で期待した成果が上がらない場合には、受け取る保険金などの額は小さくなります。

2. ハイリスク・ハイリターンの運用

定額保険は、一定額の給付を保証するため、資産運用に際しては利息・配当金収入を中心とし、安全性が重視されています。また、運用実績が予定利率を下回った場合にも、給付は保証されており、運用リスクは生命保険会社が負担しています。

一方、変額保険の場合、一般に満期保険金額や解約返戻金額の保証はありません。資産運用に際しては有価証券を中心に運用を行い、その評価差益・売買差益まで含めた総合的な利回りを追求し、経済情勢や運用実績によっては高い収益を得ることができます（ハイリターン）。反面、株価の下落や為替の変動などにより、満期保険金額が基本保険金額（あるいは既払込保険料）を下回る等の損失を被ることもあります（ハイリスク）。

（注）生命保険会社により、解約返戻金を解約払戻金、解約返還金ともいいます。

3. 自己責任原則

変額保険は、資産運用の結果が保険金額などに直接反映されることから、責任（リスク負担）は契約者に帰属することになります。これを「自己責任原則」といいます。

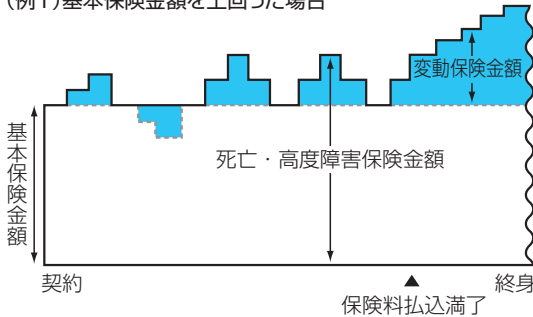
4. 変額保険と定額保険の保険金額の比較

変額保険は、契約後、資産の運用実績によって保険金額が変動する保険のことであり、定額保険は、契約時に定めた保険金額が保険期間中変動しない保険（逓増型、逓減型のタイプを含む）のことです。これを図で表すと、以下ようになります。

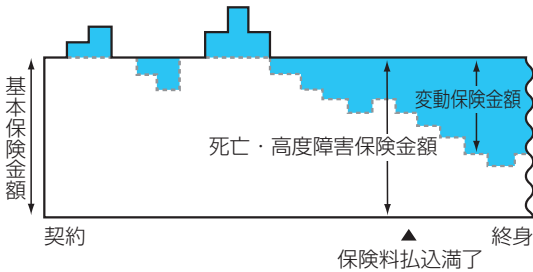
変額保険

■変額保険(終身型)の仕組み

(例1)基本保険金額を上回った場合

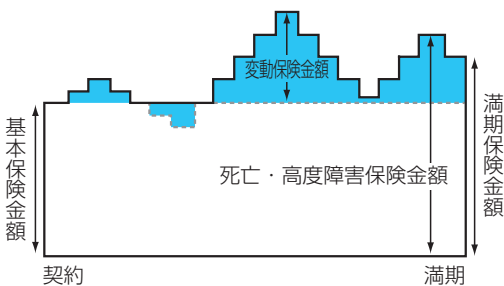


(例2)基本保険金額を下回った場合

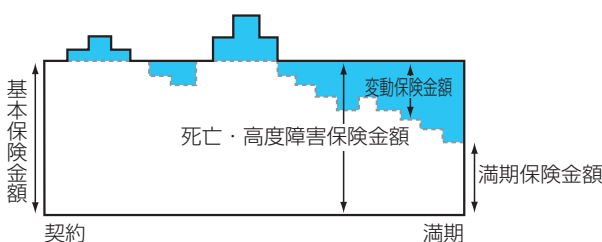


■変額保険(有期型)の仕組み

(例1)基本保険金額を上回った場合

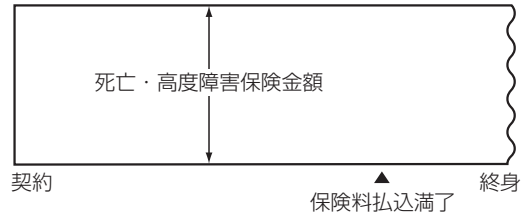


(例2)基本保険金額を下回った場合

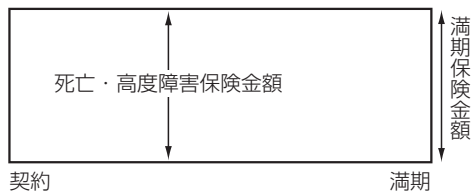


定額保険

■定額保険(終身保険)の仕組み



■定額保険(養老保険)の仕組み



Ⅱ 変額保険の種類と仕組み

1. 変額保険と特別勘定

変額保険は、その保険にかかわる資産の運用実績にもとづいて保険金額が変動します。

したがって、生命保険会社は、一定の給付が保証され資産運用に際しても安全性が重視される定額保険の資産とは明確に区分して、運用および経理を行う必要があります。

そこで、変額保険については、定額保険に関する勘定（一般勘定）とは別の勘定、すなわち「特別勘定」を設けてその資産を運用しています。この勘定のことを、「ファンド」ということもあります。

「特別勘定」で運用されている資産（以下「特別勘定資産」）からの利益および損失は、原則として、変額保険契約のみに割り当てられ、他の種類の保険契約に割り当てられることはありません。

なお、契約者は生命保険会社に対し、「特別勘定資産」の運用方法に関する指図は一切できないことになっています。

2. 変額保険の種類

変額保険には、終身保険タイプの変額保険（終身型）と養老保険タイプの変額保険（有期型）、および変額個人年金保険があります（変額個人年金保険については、後述（P.23～）します）。

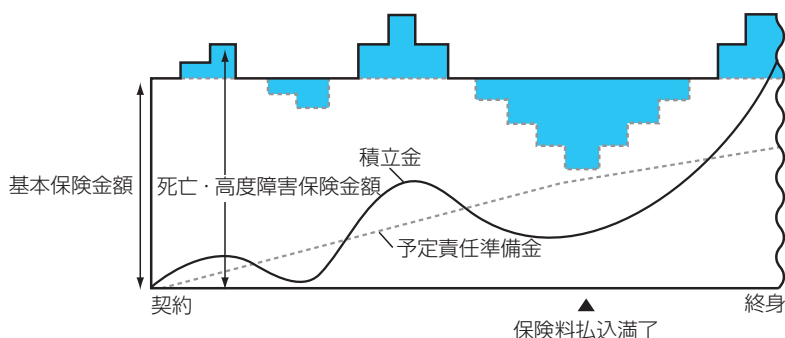
(1) 変額保険（終身型）

変額保険（終身型）は一生涯の保障があり、死亡・高度障害保険金は、特別勘定資産の運用実績にもとづいて、毎月、保険金額が増減します。

ただし、死亡・高度障害保険金については、契約時に定めた保険金額（基本保険金額）が保証されます。

（注）死亡・高度障害保険金については、保険期間の途中で減額などによる変更があれば、その変更された基本保険金額が保証されます。

■ 変額保険（終身型）の仕組み図（基本保険金額を上回った場合）



（注）予定責任準備金とは、死亡者数や運用実績、事業費などについて、全保険期間にわたって予定の基礎率どおりであったと仮定して計算した理論上の責任準備金のことです。

(2) 変額保険（有期型）

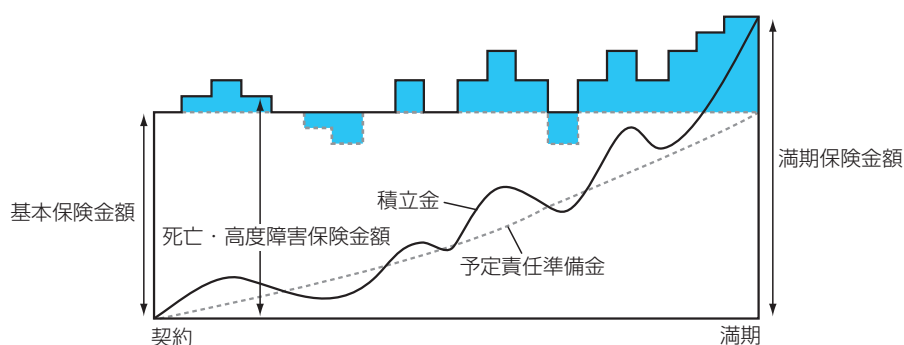
変額保険（有期型）は満期までの保障があり、死亡・高度障害保険金は、特別勘定資産の運用実績にもとづいて、毎月、保険金額が増減します。

ただし、死亡・高度障害保険金については、契約時に定めた保険金額（基本保険金額）が保証されます。

また、満期まで生存したときには満期保険金を支払います。この満期保険金額は、保険期間満了時における特別勘定資産の運用実績にもとづいて計算された積立金額です。したがって、運用の実績によっては、満期保険金額が基本保険金額を下回ることもあります。

（注） 死亡・高度障害保険金については、保険期間の途中で減額などによる変更があれば、その変更された基本保険金額が保証されます。

■ 変額保険（有期型）の仕組み図（基本保険金額を上回った場合）



3. 保険料の仕組み

(1) 保険料計算の基礎

変額保険の保険料は定額保険（ステップ払込方式を除く）と同様に定額であり、予定死亡率、予定利率および予定事業費率の3つの予定率を基礎として計算されています。

(2) 保険料の区分

変額保険の保険料のうち、特別勘定で運用されるのは、将来の保険金支払いのために必要な部分（純保険料の中の貯蓄部分）です。

なお、付加保険料のように経費として使用される部分などは、一般勘定で管理されます。

(3) 特約保険料

定期保険特約および災害・疾病関係特約などを付加する場合の特約保険料は、一般勘定で管理されます。

(注) 生命保険会社によっては、特約の取り扱いを行わないところもあります。

4. 保険金の変動の仕組み

(1) 積立金の変動

「積立金」とは、特別勘定で運用される資産で、個々の保険契約にかかわる部分（将来の保険金支払いのために積み立てられた契約ごとの準備金）のことをいいます。

この積立金は、特別勘定資産の運用実績により毎日変動します。

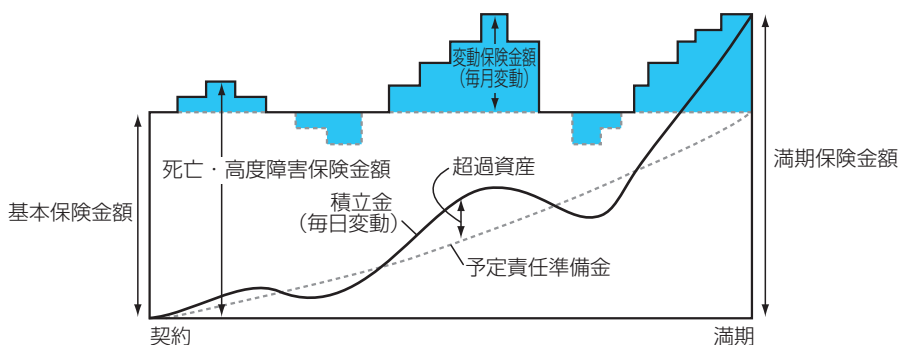
(2) 保険金の変動

① 死亡・高度障害保険金の変動

変動保険金額は、契約ごとに毎月末時点で計算した積立金と、基本保険金額にもとづく予定責任準備金との差額（超過資産）によって計算されています。なお、この変動保険金額は、翌月1日（月単位の契約応当日）に反映されます。

$$\text{死亡・高度障害保険金額} = \text{基本保険金額} + \text{支払事由発生日の属する月の変動保険金額}$$

■ 変額保険（有期型）の例（基本保険金額を上回った場合）



② 満期保険金

変額保険（有期型）については、保険期間満了の日、すなわち満期日における積立金額を満期保険金として支払います。

③ 特約による保険金・給付金

定期保険特約および災害・疾病関係特約などにもとづいて支払われる保険金や給付金の金額は一定であり、変動しません。

(3) 最低保証

変額保険は、本来の生命保険としての死亡保障機能を確保するために、死亡・高度障害保険金については基本保険金額を保証しています。

つまり、予定利率を超える運用実績により変動保険金額がプラスとなった場合は、死亡・高度障害保険金額は基本保険金額を上回りますが、予定利率を下回る運用実績で変動保険金額がマイナスとなった場合でも、死亡・高度障害保険金額は基本保険金額が保証されます。

ただし、満期保険金、解約返戻金については、一般に特別勘定資産の運用実績によってマイナスになった場合の最低保証はありません。

5. 剰余金と配当金

(1) 剰余金と配当金

定額保険の場合、剰余金の利源は、死差益、利差益、費差益のいわゆる「剰余金の3利源」の3つに分類されます。一方、変額保険の場合、定額保険の利差益に相当する部分は、変動保険金額の増減に反映されますので、剰余金の利源は死差益、費差益に限られます。

剰余金は、定額保険と同様、毎年度末の決算日に、契約してから1年を超えている契約に対し、その所定割合が配当金として割り当てられます。配当額は毎年の決算に応じて変動（増減）し、決算実績によっては0（ゼロ）となる年度もあります。したがって、契約時に示す予想配当額は、将来の支払額を約束するものではありません。なお、変額保険には長期継続契約に割り当てられる特別配当はありません。

(2) 配当金支払方法

配当金は、契約後3年目以降の毎契約応当日から第6月目の末まで生命保険会社所定の利率により運用したうえで積立金に充当し、第7月目の変動保険金額の計算に繰り入れられます。なお、配当金の引き出しはできません。

また、配当金のあるタイプ（有配当保険）と、配当金のないタイプ（無配当保険）があります。

6. 変額個人年金保険と特別勘定

変額個人年金保険は、生命保険会社ごと・商品ごとに商品内容が異なるので、取り扱う変額個人年金保険についてよく理解することが必要です。

(1) 変額個人年金保険の特徴

変額個人年金保険は、国内外の株式や債券などの有価証券を中心に運用する資産運用目的の性格が強い保険で、年金額が運用次第で大きく増える可能性がある一方で、年金支払総額が払込保険料総額を割り込むリスクもあります。

変額個人年金保険は、契約者が支払う保険料を特別勘定で運用し、積立金として蓄積します。一般に、株式や債券など運用対象の異なる複数の特別勘定の中から、契約時に契約者が選択します。契約後も経済環境や運用状況を確認しながら、他の特別勘定へ積立金を移動したり、組み入れ割合を変更したりすることが可能です。

このようなことから、投資信託に似ているといわれますが、変額個人年金保険には、生命保険料控除や運用収益の課税繰り延べ、死亡給付金の相続税の非課税枠などの投資信託にはない特徴があります（P.59 参照）。

(2) 変額個人年金保険の仕組み

変額個人年金保険の積立金は、通常、契約後から年金支払開始までの期間中、契約者が選択した特別勘定の運用実績にもとづき変動し、最終的には年金支払開始日前日の積立金（年金原資）によって、年金開始時点で年金額が確定します。

年金支払開始前に被保険者が死亡した場合は、死亡日の積立金額や払込保険料総額などにより算出された死亡給付金が支払われます。

また、年金支払開始日前の解約は可能ですが、年金支払開始日以降の解約はできません。解約返戻金は特別勘定の運用実績により計算され、毎日変動し、一般に最低保証はありません。

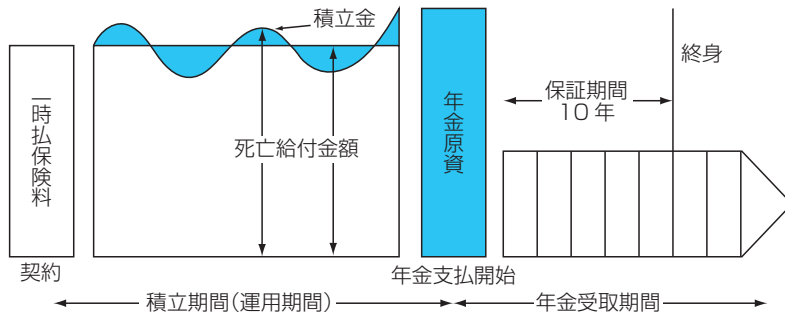
年金支払開始後の年金受取期間は、保証期間付終身年金や確定年金を選択する 경우가一般的ですが、保証期間付有期年金や夫婦年金を取り扱う生命保険会社もあります。

(注) 次のような場合は年金を一括して受け取ることができます。

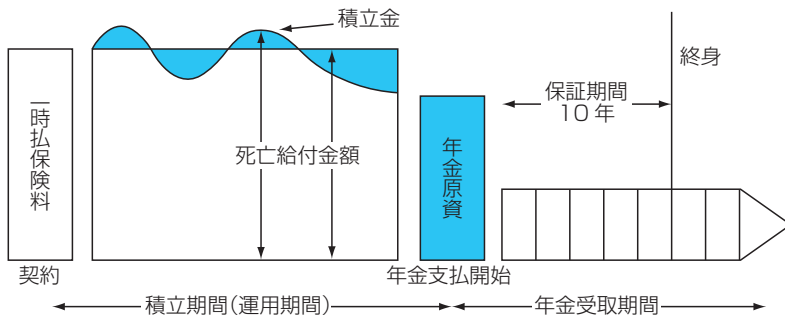
- ①年金支払開始時において年金原資の全額を一括して受け取る場合。この場合、以後将来にわたって年金の支払いはありません。
- ②年金支払開始後においても一括して受け取ることができるケース。
 - ・確定年金の場合の残存年金支払期間分の未払年金（年金現価相当額）
 - ・保証期間付終身年金の場合の残存支払保証期間分の未払年金（年金現価相当額、ただし保証期間経過後に被保険者が生存する限り年金は存続します）

■ 変額個人年金保険（10年保証期間付終身年金 保険料一時払タイプ）の仕組み図

（例 1）年金原資が払込保険料を上回った場合



（例 2）年金原資が払込保険料を下回った場合（最低保証がない場合）



- （注）
1. 死亡給付金を死亡保険金と呼ぶ生命保険会社もあります。
 2. 保険料一時払の場合、死亡給付金の最低保証額を基本給付金（基本保険金）額といい、一般にその金額は払込保険料相当額としています。
 3. 一部の生命保険会社では、年金原資が払込保険料を下回る場合も年金額や年金原資の最低保証を設けているタイプを取り扱っています。

（3）変額個人年金保険の商品内容

変額個人年金保険は、生命保険会社や商品によって主に次のような商品内容の違いがあります。

① 特別勘定の数

積立金を運用する特別勘定については、運用対象の異なる複数の特別勘定の中から契約者が選択するタイプが一般的ですが、特別勘定が1つだけのタイプもあります。

特別勘定が複数のタイプの場合、契約者は契約後も生命保険会社所定の範囲内で他の特別勘定への変更や、複数の各特別勘定に繰り入れる資金の比率を指定・変更することができます。この手続きは「スイッチング」と呼ばれ、所定の回数までは手数料が無料となっているのが一般的です。

（注） 特別勘定の数・種類、運用方針等は生命保険会社によって異なります。

②年金支払開始後の運用

年金支払開始後は積立金を一般勘定に移すタイプが一般的です。この場合、年金支払開始日前日の積立金（年金原資）によって、年金開始時点で年金額が確定し、毎年受け取る基本年金額は一定となります。

年金支払開始後も引き続き、特別勘定で運用するタイプもあります。この場合、毎年受け取る年金額は「基本年金額±変動年金額」となります。変動年金額は、年金支払開始時の実際の年金原資と基本年金額分の年金原資との差額（増減額）および年金支払開始後の積立金残額の増減によって決まるため、特別勘定資産の運用実績によってはマイナスになることもあり、基本年金額を下回ることがあります。

（注）基本年金額とは、予定の年金原資（積立金）を基にして計算された年金額で、契約（または内容変更）の際に保険料算出のための基準となる金額を指し、保証される金額ではありません。

③年金額（年金原資）の最低保証

年金額は、年金開始時点で、運用実績にもとづく年金支払開始日前日の積立金（年金原資）によって決まります。商品のタイプによって、年金額や年金原資に最低保証のない場合と、一定額を保証する場合があります。

④死亡給付金の最低保証

年金支払開始前に被保険者が死亡した場合に支払われる死亡給付金の額は、「死亡日の積立金額または払込保険料総額（最低保証額）のいずれか大きい金額」というタイプが一般的です。

（注） 1. 一部、「最低保証なし」の商品もあります。
2. 死亡給付金が運用実績に応じてステップアップしていく商品を取り扱っている生命保険会社もあります。この死亡給付金がステップアップするタイプは、生命保険会社所定の日に積立金が最低保証額を上回っている場合にその積立金額を新たな最低保証額とするもので、以後の運用実績にかかわらず死亡給付金が減ることはありません。このタイプを「ラchette」と呼ぶ生命保険会社もあります。

⑤その他

配当金のあるタイプ（有配当保険）と、配当金のないタイプ（無配当保険）があります。

Ⅲ 変額保険の約款

1. 契約日

契約日は、責任開始期の属する月の翌月1日です。

被保険者の契約年齢は、契約日をもって計算し、この日を保険期間の起算日とします。したがって、特別勘定資産の運用実績もこの日から反映されます。

責任開始期の取り扱いについては定額保険の場合と同じであり、責任開始期から契約日の前日までの間に保険金を支払う事由が発生し、保険金を支払う場合には、責任の開始する日を契約日とみなします。

2. 特別条件付契約の取り扱い

定額保険と同様に、被保険者の健康状態によっては他の契約者との公平性を保つために、「保険料の割増」や「保険金の削減」などの特別な条件を付けて契約を引き受ける場合があります。

この場合、特別保険料（割増保険料）については、一般勘定で管理されます。また、「保険金の削減」のときには、削減期間中、契約日からの経過年数に応じて基本保険金額の所定割合を削減しますが、変動保険金額の削減は行いません。

3. クーリング・オフ（契約撤回請求権）の取り扱い

定額保険と同様に、クーリング・オフを取り扱います。

4. 保険料の払い込み

(1) 保険料の払い込み

払込方法（回数）については、定額保険と同様に月払、半年払、年払および一時払の4種類があります。

また、前納も取り扱います。

払込方法（経路）についても、定額保険と同様に口座振替扱、団体扱、集金扱などを取り扱います。

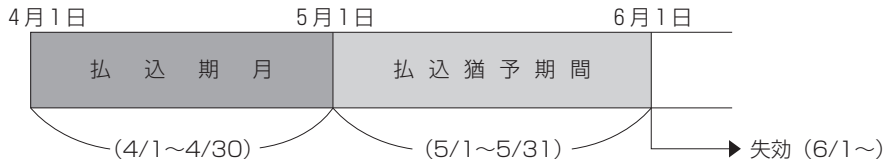
- (注) 1. 払込方法については、上記と異なる取り扱いをする生命保険会社もあります。
2. 前納および一括して払い込んだ保険料のうち、払込期月が到来していない保険料部分は一般勘定で管理し、払込期月が到来した保険料のうち、将来の保険金支払いのために必要な部分について特別勘定へ振り替えます。

(2) 保険料の払込猶予期間

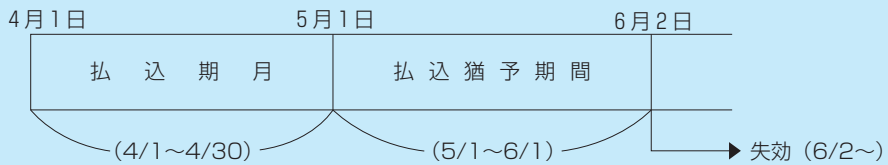
月払、半年払、年払とも払込期月の翌月初日から末日までです。

■ 変額保険の月払、半年払、年払の場合〔契約応当日……4月1日の例〕

定額保険の月払と同一の払込猶予期間となります。



参考 定額保険の半年払、年払の場合〔契約応当日……4月1日の例〕



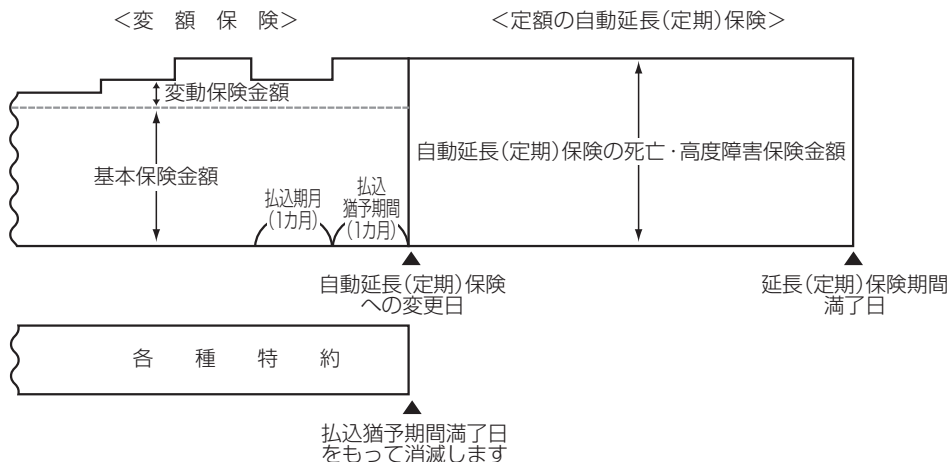
(3) 自動延長（定期）保険への変更

保険料払込猶予期間を過ぎても保険料の払い込みがない場合で、所定の解約返戻金があるときは、猶予期間満了日の翌日から定額の延長（定期）保険に自動変更する取り扱いを行います。

定額保険のような（自動）振替貸付は行いません。変更後は特別勘定による運用は行いません。

- (注) 1. 生命保険会社によっては、（自動）振替貸付を取り扱います。
 2. 特別条件付契約については、特別保険料（割増保険料）払込期間中の変更は行いません。また、保険金の削減期間中の変更の取り扱いは生命保険会社によって異なります。

■ 自動延長（定期）保険への変更時の仕組図（基本保険金額を上回った場合）



自動延長（定期）保険の保険金額は、保険料払込猶予期間満了時の死亡・高度障害保険金額^(注)とし、延長期間も、猶予期間満了時の解約返戻金によって計算します。

計算上の延長期間が元契約の残存保険期間または残存保険料払込期間を超えるときは、実際に適用される延長期間を元契約の保険期間満了時または保険料払込期間満了時にとどめ、その満了時まで生存したときは、満了日に生存保険金を支払います。

なお、各種特約が付いた契約の場合には、その特約部分は変更後消滅します。

(注) 定期保険特約が付加されている場合はその保険金額も含まれます。また、契約者に対する貸付がある場合には、その元利金を差し引いた額を保険金額とします。

自動延長（定期）保険に変更後3カ月以内かつ自動延長（定期）保険の保険期間内に未払込保険料および生命保険会社所定の延滞利息の払い込みが行われた場合には、元の保険契約が有効に継続していたものとして取り扱います。

また、自動延長（定期）保険に変更後3カ月以内かつ自動延長（定期）保険の保険期間内に解約や払済保険への変更の申し出があった場合も、自動延長（定期）保険に変更しなかったものとして、その請求による取り扱いを行います。

(4) 失効・復活

保険料払込猶予期間を過ぎても保険料の払い込みがない場合で、解約返戻金がないなどの理由から自動延長（定期）保険への変更ができないときには、契約は失効となります。

また、復活をする場合、定額保険では、通常失効後3年が手続きの期限ですが、変額保険については3カ月となっています。具体的には、告知書を提出し、生命保険会社の承諾を得るとともに、延滞保険料と生命保険会社所定の延滞利息を払い込むなどの手続きが必要です。復活後は変額保険として継続しますが、復活時の死亡・高度障害保険金額は、失効期間中も保険料が払い込まれたものとして計算した基本保険金額と変動保険金額の合計金額とします。

なお、復活時の変動保険金額がマイナスの場合には、基本保険金額が復活時の死亡・高度障害保険金額となります。

(注) 1. 生命保険会社によっては、復活可能期間の取り扱いが異なります。
2. 生命保険会社によっては、復活時に診査を必要とする場合があります。

5. 契約者貸付

契約者貸付は、定額保険の場合と同様、生命保険会社ごとに解約返戻金の所定の範囲内で限度額が決められ、その貸付金には生命保険会社所定の利率で計算した利息がかかります。

契約者貸付を行った場合の貸付金と同額の積立金については、貸付金とその利息が返済されるまでの間、特別勘定資産の運用実績にもとづく計算を行うのではなく、別途生命保険会社所定の利

率により運用されます。したがって、貸付を受けた場合と受けなかった場合とでは、支払われる死亡・高度障害保険金や満期保険金の金額が異なります。

- (注) 1. 貸付金の支払いが資産の運用に及ぼす影響が大きいと生命保険会社が認めたときは、最長6カ月の範囲内で貸付を行わないことがあります(取扱延期条項)。
2. 超過貸(貸付元利金が解約返戻金を上回る事)とならないように毎月、月始に判定を行います。超過貸となる場合、契約者宛失効予告通知を発送した翌月末日までの猶予期間中に生命保険会社所定の金額の払い込みがない場合は、猶予期間末に再判定したうえで失効となります。

6. 解約

解約返戻金については、次の(ア)基本保険金額分および(イ)変動保険金額分の合計額となります。

(ア) 基本保険金額分：保険料払込年月数などにより計算した金額。

(イ) 変動保険金額分：解約請求日の積立金額から、基本保険金を支払うために必要な金額を控除した金額。

したがって、上記の(イ)の金額がマイナスとなる場合の解約返戻金は、(ア)の金額を下回ります。

なお、解約返戻金の額は、契約年齢、保険期間、経過年数、運用実績などにより異なりますが、一般に最低保証はありませんので、払い込まれた保険料に比べ少額となることがあります。特に、契約後短期間の払い込みで解約したときの解約返戻金は、定額保険と同様に、全くないか、あってもごくわずかです。

また、解約請求日は本社(本店)または支社で解約請求書類を受け付けた日です。

- (注) 解約返戻金の支払いが資産の運用に及ぼす影響が大きいと生命保険会社が認めたときは、最長6カ月の範囲内で解約返戻金の支払いを延期する場合もあります(支払延期条項)。その場合は、生命保険会社所定の利息を付けて支払います。

7. 諸変更

(1) 定額保険への変更

変額保険から定額保険への変更は、変額保険の契約日から起算して3カ月以内に限り認められ、変更後は、契約当初から基本保険金額と同額の定額保険に加入していたものとして取り扱います。

したがって、保険料については、変額保険加入時における定額保険の計算基礎が適用され、保険料の差額が精算されるとともに、長期継続契約に割り当てられる特別配当金についても、変額保険加入時の契約日が起算点となります。

変更後の定額保険の効力は、生命保険会社所定の変更請求書類を生命保険会社が受け付けた日から生じます。

なお、定額保険へ変更後、変額保険に復旧（復帰・復元）する取り扱いはできません。

(2) 払済保険への変更

払済保険への変更請求書類を生命保険会社が受け付けた日の解約返戻金を使って、払済保険へ変更する取り扱いを行い、効力もその変更請求書類の受付日から生じます。

なお、払済保険へ変更後、変額保険に復旧（復帰・復元）する取り扱いはできません。

(注) 変更した月の末日までの間に死亡・高度障害または保険料払込免除となった場合には、変更請求がなかったものとして取り扱います。

(3) 定額延長（定期）保険への変更

延長（定期）保険の保険金額は、延長（定期）保険への変更請求書類を生命保険会社が受け付けた日の死亡・高度障害保険金額とし、延長期間も同日の解約返戻金によって計算されます。また、効力もその変更請求書類の受付日から生じます。

計算上の延長期間が元契約の残存保険期間または残存保険料払込期間を超えるとときは、実際に適用される延長期間を元契約の保険期間満了時または保険料払込期間満了時にとどめ、その満了時まで生存したときは、満了日に生存保険金が支払われます。

なお、延長（定期）保険へ変更後、変額保険に復旧（復帰・復元）する取り扱いはできません。

(注) 変更した月の末日までの間に死亡・高度障害または保険料払込免除となった場合には、変更請求がなかったものとして取り扱います。

(4) 減額

基本保険金額を減額する場合には、同じ割合で変動保険金額も減額されます。

なお、変動保険金額のみの減額は取り扱うことができません。減額部分については解約されたものとして、解約返戻金があれば支払います。

また、一度減額すると、元の保険金額に復旧（復帰・復元）することはできません。

(5) 保険料払込方法（回数）の変更

月払、半年払、年払相互間の変更を取り扱います。

(6) 保険期間・保険料払込期間の変更

取り扱いません。

(注) 上記諸変更(1)～(6)については、生命保険会社によって異なることがあります。

参 考 | 契約転換制度の取り扱い

生命保険会社によっては、定額保険から変額保険への転換や変額保険から定額保険への転換を取り扱います。

Ⅳ 変額保険と税

1. 保険料と税

個人が一定の要件を満たす変額保険や変額個人年金保険の保険料を支払った場合には、定額保険と同様に生命保険料控除が受けられます。ただし、変額個人年金保険の控除種類については、「個人年金保険料控除」ではなく、「一般生命保険料控除」の対象となります。

なお、一時払契約については、定額保険と同様に契約した年についてのみ控除の対象となります。

(注) 2012年(平成24年)1月以降の締結契約から導入された新しい生命保険料控除(以下「新制度」)は、介護医療保険料控除が新設され、控除限度額はそれぞれ以下のとおりです。2011年(平成23年)12月以前の締結契約(以下「旧制度」)については、従来の控除限度額・算出方法により控除額を計算します。なお、新制度と旧制度の両方に該当する契約があり、新旧両制度から控除を受ける場合は、それぞれ契約締結時の制度による算出方法で計算した控除額を合算する方法(ただし、限度額は新制度の限度額となる)を選択することもできます。また、令和7年度税制改正により、2026年(令和8年)分所得税において、新制度における一般生命保険料控除について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の限度額に対して2万円の上乗せ措置が適用されます。

●所得税の生命保険料控除の限度額

種類	限度額	通算限度額
一般生命保険料控除	4万円	最高12万円 まで
個人年金保険料控除	4万円	
介護医療保険料控除	4万円	

●住民税の生命保険料控除の限度額

種類	限度額	通算限度額
一般生命保険料控除	2.8万円	最高7万円 まで
個人年金保険料控除	2.8万円	
介護医療保険料控除	2.8万円	

2. 保険金と税

個人が変額保険によって保険金等を受け取った場合は、定額保険と同じ種類の課税が行われます。

保険金	契約者 (保険料負担者)	被保険者	保険金受取人	対象となる税金の種類
死亡保険金 死亡給付金	夫	夫	相続人	相続税(保険金非課税の取り扱い有り)
	夫	夫	相続人以外の人	相続税(保険金非課税の取り扱い無し)
	夫	妻	夫	所得税(一時所得)
	夫	妻	子	贈与税
満期保険金	夫	—	夫	所得税(一時所得)
	夫	—	妻	贈与税

なお、高度障害保険金についても定額保険と同様に、被保険者や配偶者等一定の親族が受け取る場合は非課税となります。

(注) 商品によっては高度障害保険金が支払われないものもあります。

一時払契約等で、変額保険（有期型）や変額個人年金保険（確定・有期年金）の場合、契約後5年以内に解約して差益（解約返戻金等の金額からその契約の一時払等支払保険料合計額を控除した金額）が発生した場合には、金融類似商品として差益に対して20%が源泉分離課税となります。

- (注) 1. 一時払契約等には、前納や一括払等によりあらかじめ一定額以上の保険料相当額を払い込んでいる場合を含みます。
 2. 金融商品を含むすべての所得税課税において、2013年（平成25年）1月から25年間にわたり、復興特別所得税（所得税額の2.1%）が別途課税されます。

3. 年金と税

個人が変額個人年金保険によって年金を受け取った場合は、定額個人年金保険と同じ種類の課税が行われます。

	契約者 (保険料負担者)	被保険者	年金受取人	対象となる税金の種類	
				年金受給権発生時	年金受取時
年 金	夫	—	夫	—	所得税 (雑所得)
	夫	妻	妻	贈与税 (年金の受給権に対して課税)	所得税 (雑所得)

なお、変額個人年金保険の積立（運用）期間中に発生する運用益については、変額保険と同様に積立（運用）期間中に課税されることはなく、解約時または年金受取開始時等まで課税が繰り延べられます。

(注) 年金受給権発生時に贈与税が課税された場合、贈与税の課税対象となった部分には所得税は課税されません。年金受取時には、贈与税の課税対象となった部分を控除した金額が所得税の課税対象となります。

I 運用基本方針

変額保険も定額保険と同様に、長期にわたりお客さまへの保障を提供していく必要があります。そこで、特別勘定資産の運用にあたっては、長期的な運用を基本としています。特別勘定は、運用の成果もリスクも直接契約者に帰属する性格を持っていますが、一般勘定同様、安全性・換金性（流動性）などにも留意した運用を行っています。

なお、特別勘定および一般勘定はそれぞれ独立しており、原則として各勘定に属する資産を他の勘定との間で売買・交換することはできません。

また、生命保険会社の資産運用については、「保険業法」および「保険業法施行規則」によりその運用方法と割合が定められていますが、特別勘定についてはこの限りではありません。

特別勘定資産の運用は、国内・外の有価証券（上場株式、公社債など）などを主な対象として行います。

参 考 | 有価証券の種類

金融商品取引法では、一般投資家の投資対象となる市場性のある国債・社債などの債券や株式などを有価証券としています。

1. 株式投資

(1) 株式とは

株式とは、株式会社における出資者である株主が、株式会社に対して有する権利で、いわば「持分」をあらわしたものです。

— <株主の主要権利> —

- ①利益配当請求権（株式会社から利益配当を受け取る権利）
- ②経営参加権（株式会社の経営に参加する権利）
- ③残余財産分配請求権（株式会社が解散するときの残余財産の分配を受ける権利）

(2) 株式投資の特徴

株式投資については、次のような特徴があります。

- ①株式投資による収益は、配当金と株価の変動による利益の2つがあります。
- ②株式は、投資元本が保証されておらず値下がりの危険性を含んでいます。
したがって、株価の変動状況によっては運用実績はマイナスとなることもあります。
- ③上場株式は、株式市場で売却することにより、いつでも換金することができます。

2. 債券投資

(1) 債券とは

債券とは、国をはじめ地方公共団体・事業会社などが、主として長期の資金を大量に投資家から集めるために、法的手続きにもとづいて調達元本の返済や利子の支払いなどの条件を明確に約束して発行する有価証券のことです。

(2) 債券投資の特徴

債券投資については、一般に次のような特徴があります。

- ①償還期限まで保有すると、額面金額が戻ってきます。(安全性)
- ②償還までの間、発行時に決めた一定の利子が支払われます。(確実性)
- ③償還までに売却して換金することができます。(換金性)

(3) 債券の主な種類

債券には、いろいろな種類がありますが、発行主体・発行形式によって以下のように分類できます。

①発行主体による分類

発行主体によって大別すると、国が発行する国債、公庫等の政府関係機関が発行する特別債、地方公共団体が発行する地方債、民間の金融機関が発行する金融債、民間の事業会社が発行する普通社債があり、さらに外国・外国法人が発行する外債があります。

②発行形式による分類

㊦利付債と割引債

利付債……利子の支払いのための利札(クーポン)が付いている債券。

割引債……利札の付いていない債券。利子相当分を額面金額から割り引いて発行し、償還日に額面金額で返還することで額面金額と発行価格との差を利子に代えるものです。

①公募債と非公募債

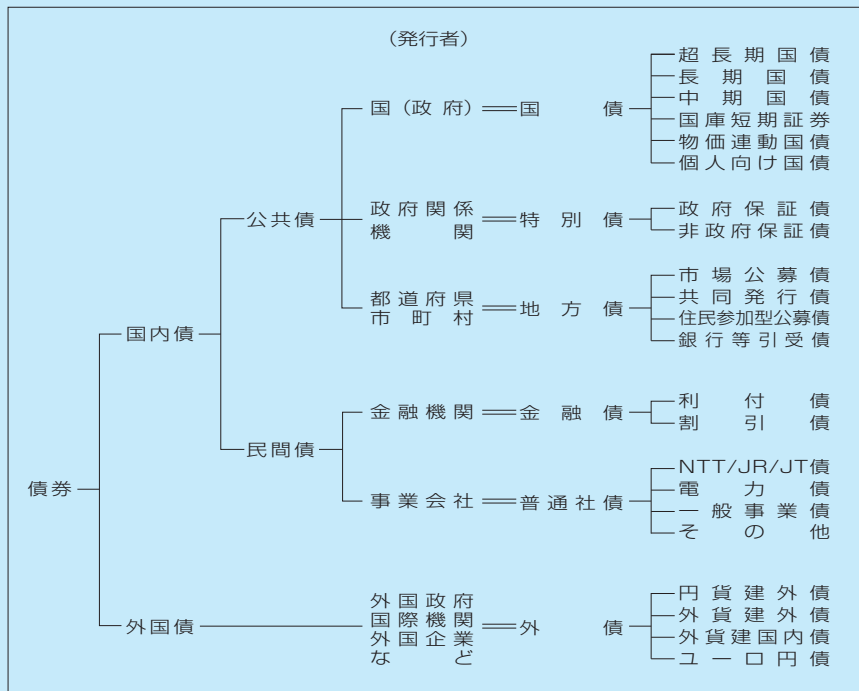
公募債……不特定多数の投資家を対象に募集・発行する債券。

非公募債…公募せず特定少数の投資家（政府・日本銀行などを含む）を対象に募集・発行する債券で私募債、縁故債ともいいます。

②その他の区分によるもの

このほかにも記名・無記名による分類や、担保の有無による分類などもあります。

発行主体による主な債券の分類



(地方債協会ホームページをもとに作成)

Ⅱ 資産の評価方法

特別勘定資産は、契約者間の公平性を守る観点から、毎日評価替えを行い、その実績が毎日積立金に反映されます。

特別勘定資産の評価の方法は、国内・外の有価証券については時価評価によりその日の終値を基準に評価を行い、それ以外の資産については原則として原価法により取得価額を基準に評価を行います。

運用対象	評価方法
国内・外の有価証券	時価評価
有価証券以外（預貯金など）	原則として原価法

(注) 国内・外の公社債の評価において利息は日割計上。

参 考 | 評価替えを行うものの例

特別勘定資産は毎日評価替えが行われますが、その対象としては次のようなものがあります。

- ・資産の売買にともなう売買価格（損益）
- ・上場株式など有価証券の価格（評価損益）
- ・公社債の利息、株式の配当金
など

I 販売資格

変額保険の販売にあたっては、変額保険の特徴や仕組みをお客さまに正しく理解していただく必要があります。特に株式・債券を中心とした資産運用が行われ、その成果およびリスクが直接契約者に帰属する点は定額保険とは大きく異なるため、お客さまに十分説明し納得していただくなければなりません。

そのため、変額保険の販売に携わる人には、定額保険の募集に必要な知識に加えて、変額保険の特徴や仕組みはもとより、金融面や現在の経済情勢などについてもより深い知識が必要となります。

このような趣旨から、「変額保険販売資格試験」が設けられています。

変額保険および変額個人年金保険の販売資格を得るためには、一定の要件を満たす生命保険募集人が「変額保険販売資格試験」に合格し、生命保険協会に登録されることが必要です。

(注) 変額保険販売資格試験の受験資格は、試験日までに生命保険募集人登録済で、以下のすべての要件を満たした者であることが必要です。

- ①生命保険協会（以下「協会」）が実施する専門課程試験に合格している者、または変額保険販売資格試験と同日に実施される専門課程試験を受験する者
- ②協会が定める変額保険の販売に係わる研修を履修したことが確認された者
- ③所属生命保険会社の変額保険の発売認可（認可申請を含む）を得ている者

II 販売資格者の役割

1. 変額保険の特性を生かした販売

変額保険では、長期的な収益性を追求する資産運用を原則としています。したがって、お客さまには契約を長期にわたって継続していただくことはもちろん、運用実績についても長期的に判断していただくことが重要です。

募集にあたっては、短期の運用実績のみを強調することはお客さまの信用を著しく損なうこととなりますので、変額保険の特性を正確に説明し、お客さまの理解を得たうえでニーズに対応し

た販売に努めることが大切です。

2. お客さま意向の把握と正しい情報提供

(1) 販売に際しての意向把握と情報提供

変額保険は、契約者が資産運用のリスクを負っており、お客さま自身が保険商品の内容等を正しく理解したうえで契約申込みの適否を判断していただく必要があります。したがって、販売担当者は、お客さまの知識・経験・財産の状況等の情報を収集し、どのような契約内容を望んでいるかといった意向把握に努め、お客さまに対し保険加入に必要な正しい情報を提供するとともに、お客さま意向に合った商品をおすすめする必要があります（詳細はP.44記載の「金融商品取引法」を参照）。

（注） お客さまに対する情報提供の際には、あわせて「公的年金の受取試算額などの公的保険制度についての情報提供を適切に行うこと」が必要となります。

(2) 「契約締結前交付書面」「ご契約のしおり一定款・約款」「特に重要なお知らせ」等の交付

お客さまを訪問するときは、必要に応じて「契約締結前交付書面」（「契約概要」「注意喚起情報」）「ご契約のしおり一定款・約款」（株式会社においては「ご契約のしおり・約款」）「特に重要なお知らせ」および「意向確認書面」を携行します。そして、契約の申込みを受けるときには、必ず契約者に手渡して重要な事項を説明し、納得していただいたうえで申込書等の所定の箇所に契約者の受領印の押印等をしていただきます。また、これらの書類は、お客さまがいつでも確認できるよう、保険証券等とともに保管していただくよう説明します。

- （注）
1. パンフレット・設計書などの募集資料は、生命保険会社ごとの基準にもとづき作成されたもの以外使用できません。
 2. 「注意喚起情報」は、「特に重要なお知らせ」として「ご契約のしおり一定款・約款」と合本されている場合もあります。
 3. お客さまに説明して交付すべき書面については、これに代替する電磁的方法による提供も認められています。

なお、変額保険の販売に際して、お客さまに必ず確認していただく重要な事項には、次のようなものがあります。

①保険金額の増減と基本保険金額（最低保証額）

保険金額は毎月変動します。なお、死亡・高度障害保険金額については基本保険金額が保証されます。

②特別勘定の資産運用方針

国内・外の株式、公社債、貸付金などを運用対象に分散投資を図り、特別勘定資産の着実な成長と長期的な観点に立った収益の確保を目指し運用します。なお、その運用は、生命保険会

社の専門の運用部門が担当し、生命保険会社の運用に関する法令・諸規定に従って行います。

③特別勘定資産の評価

資産の評価は毎日行い、その実績を積立金に反映します。

④モデルにもとづく試算例

保険金などについては、モデルにもとづく試算例で具体的に説明します。

(注) 一時払の場合は、保険料のうち、特別勘定で運用される金額についてご契約のしおりに例示してあります。

⑤満期保険金額・受取年金年額および解約返戻金額の非保証

資産運用の成果もリスクも契約者に帰属します（自己責任原則）。

したがって、原則として、満期保険金額・受取年金年額および解約返戻金額に最低保証はありません。

ただし、保険種類や商品のタイプによっては、最低保証を設けている場合があります。

(3) お客さま意向の確認

お客さまが保険加入を決断し、契約の申込みをいただく際には、事前の意向把握や提案内容の説明・修正等を通じて決定した保険商品の申込内容が、最終的にお客さま意向に合致したのになっていることを、「意向確認書面」によってお客さま自身で確認していただきます。

お客さま意向を確認した後、ただちに意向確認書面をお客さまに交付するとともに、その控えを生命保険会社に保存します。

(注) 生命保険会社により提示や掲載の方法が異なります。

(4) 契約後の情報提供

契約後、生命保険会社は、契約者に対し定期的に契約内容および決算内容についての情報提供を行っています。具体的には、毎年の契約応当日にあわせて通知する「加入契約現況」や、事業年度終了後に通知する「業績のお知らせ」「〇〇生命の現況」などです。

Ⅲ 募集上の禁止・留意事項

1. 募集に関する禁止行為

変額保険は、定額保険とは異なり、資産運用のリスクを契約者が負います。したがって、その募集にあたっては、お客さまの意思を尊重するのももちろんのこと、お客さまに誤解や混乱を生じさせる次のような行為は「保険業法」などにより禁止されています。

(1) 将来の運用成果等について断定的判断を提供する行為

将来の運用成果や配当金・保険金の支払いなどについて、確実であるかのような断定的判断を示したり、確実であると誤解されるおそれのある表示・説明を行ったりする行為です。たとえば、「確実に〇〇%で運用されます」と言ったり、「満期時には必ず払込額の××倍になります」と言ったりすすめることなどです。

(2) 特定の生命保険会社との比較、特定期間を取り上げての比較

特別勘定の運用実績について特定の生命保険会社と比較したり、自社に有利な特定期間のみを取り上げて比較すること、またはそれによって将来を予測してお客さまにすすめる行為です。たとえば、特定の生命保険会社と比較して「自社の運用実績が特別すぐれています」と言ったり、運用実績のよかった特定期間だけを取り上げて「すばらしい運用実績をあげています」と言ったりすすめることなどです。

(3) 保険金額・年金年額、解約返戻金額の保証

基本保険金額を上回る保険金額や、受取年金年額を保証したり、解約返戻金額を保証する行為です。たとえば、実際に支払われた満期保険金額・年金年額が契約時の説明より下回った場合、その差額を満期保険金受取人・年金受取人に支払ったり、支払うことを約束したりするような行為です。

(4) 特別の利益の提供

保険料の割引・割戻や金品その他の利益を提供したり、提供することを約束したりする行為です。

(注) 自らを契約者または被保険者とする保険契約を自己契約といいます。自己契約等により、実質的に契約手数料相当額を保険料から割引くことを目的とするような行為は禁止されています。

(5) 虚偽の説明

生命保険契約に関する事項について、事実と異なることを告げる行為のことで、いわゆる不正話法といわれているものです。

たとえば、「いつ解約しても払い込んだ保険料相当額を返還します」と言ったり、「契約すると融資が受けられます」などと言ったりすすめることです。

(6) 損失を被った場合に責任を負うことを約束する行為

資産運用実績によってお客さまに損をさせた場合には、販売担当者などが一緒に責任を持つことを約束することです。たとえば、「もし満期保険金額がお客さまの払込保険料を下回った場合には、そのマイナス分は補償します」と言ったりすすめることなどです。

(7) 重要な事項についての説明もれや不完全な説明

①変額保険のリスクなどについての説明もれや不完全な説明

満期保険金額・受取年金年額や解約返戻金額には最低保証がないことや、そのリスクを契約者が負うこと（自己責任原則）等、契約に関して保険契約者または被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項について説明しなかったり、不十分な説明をすることです。販売に際しては、契約者・被保険者に必ず面接のうえ、パンフレット・設計書などを活用し、お客さまに十分理解していただく説明が重要です。

なお、重要な事項についてはご契約のしおりなどで十分説明し、お客さまに納得していただいたうえで申込書等の所定の箇所に受領印の押印等をしていただきます。

（注）年金額については一定額（年金原資・基本年金額）を保証する商品もあります。

②特別勘定に属する資産の運用に関する説明もれや不完全な説明

特別勘定についてのリスク・運用実績等の情報開示を行うことなく、保険募集を行う行為、または、複数の特別勘定がある商品であるにもかかわらず、一部の有利な特別勘定についてのみ情報開示することによって保険募集を行うことなどです。

複数の特別勘定がある商品については、お客さまが選択したすべての特別勘定について、書面の交付またはこれに代替する電磁的方法による提供によって情報開示することが必要です。

(8) 告知義務違反をすすめる行為

被保険者（または契約者）が生命保険会社に行う告知を妨害する行為で、次のような行為をいいます。

- ・被保険者（または契約者）が生命保険会社に告知を行うにあたって、虚偽のことを告げるようにすすめる行為（虚偽告知教唆）

たとえば、危険職種にあたる職業の人には加入制限があるので、制限のない他の職種を告知するようにすすめることです。

- ・被保険者（または契約者）が生命保険会社に告知を行うにあたって、事実を告げるのを妨げたり、事実を告げないようにすすめたりする行為（告知妨害、不告知教唆）

たとえば、診査のときに診査医に現病歴、既往歴の告知をしないようにすすめることです。

(9) 不適正な乗換募集

お客さまに対して、不利益となるべき事実を告げずに、既契約を消滅（解約・失効など）させたいうえで新規に変額保険の申込みをさせたり、新規に変額保険の申込みをさせたいうえで既契約を消滅させる行為です。

なお、不利益となるべき事実についてはご契約のしおりなどで十分説明し、お客さまに納得していただくことが必要です。

(注) 一般に次のようなことがお客さまにとって不利益となるべき事実となります。

- ・多くの場合、解約返戻金は、払込保険料の合計額より少額となること。特に、契約後短期間の払い込みで解約したときの解約返戻金は全くないか、あってもごくわずかであること
- ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うこととなる場合があること
- ・被保険者の健康状態により、新たに保険に加入できない場合があること

(10) 威迫、業務上の地位の不当利用

お客さまをおどしたり（威迫）、職務上の上下関係などを不当に利用して保険契約の申込みをさせたり、既契約を消滅させる行為です。

たとえば、断りを受けたお客さまに対し、深夜に執拗に電話したり、乱暴な言葉などで困惑させたりすることです。

(11) 誤解させるおそれのある表示・説明

お客さまに誤解させるおそれのある表示や説明をする行為で、次のような行為をいいます。

- ・客観的事実にもとづかない事項や数値を表示すること
- ・一般に同じ種類の保険ではないものを、あたかも同じ種類の保険のように比較した資料を使ったり、説明をしたりすること
- ・客観的な根拠を示さずに業界序列や優位性等を意味する用語を使用すること、また、一部の数値や資料のみを使って説明をしたりすること

(12) 誹謗・中傷

特定の生命保険会社の信用・支払能力などに関してその劣っている点を不当に強調したり、他社の保険契約の内容について、具体的な情報を提供する目的ではなく、その生命保険会社を陥れる目的で短所を不当に強調したりすることです。

(13) 保険料一時払契約の保険募集におけるクーリング・オフについての説明もれや不完全な説明

保険料を一時払で払い込む契約について、生命保険会社の店頭等で申込みが行われた等の理由によりクーリング・オフができないものに該当する場合、その旨をお客さまに書面の交付などで説明することなく保険募集を行うことです。

なお、上記のような行為を行った場合には、「保険業法」だけでなく、刑法等他の法律に抵触するおそれがあり、行政処分（一定期間の業務停止命令や生命保険募集人登録の取消処分）や司法処分（拘禁刑もしくは罰金または両者の併科）を受けることとなります。加えて、所属会社の社内規定等によっても処分されることとなります。

2. 消費者契約法・金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（金融サービス提供法）

「消費者契約法」と「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（金融サービス提供法）」は、消費者保護を図ることを目的として、金融商品の販売をはじめ、消費者契約に関するトラブルを解決するためのルールを整備するために制定されたもので、私たちが保険募集を行うにあたっては遵守しなければならない法律です。

(1) 消費者契約法

「消費者契約法」は、消費者保護を目的として消費者と事業者との間の契約ルールについて定めた法律で、2001年（平成13年）4月から施行されました。この法律は、消費者契約の対象を広くしており、保険契約もその対象となります。

一般消費者と事業者の間では、情報の質および量、交渉力に格差があり、消費者契約におけるトラブルはその格差が背景にあることが少なくありません。そこでこの法律では、事業者の不適切な勧誘方法によって、お客さまが誤認（例：重要事項について事実と異なることを告げる行為などが原因）または困惑（例：お客さまの意思に反して退去しない行為や社会経験の乏しい消費者に対し不安をあおる告知をする行為などが原因）して締結した契約については、所定の期間内であれば、その契約の申込みまたはその承諾の意思表示を取り消すことができる旨を定めています。また、消費者契約の目的となる物品やサービス等が、お客さまの通常必要とされる分量等を著しく超えることを知りながら勧誘した場合（過量販売）にも、お客さまは契約を取り消すことができます。

ただし、契約の取消し等ができるのは、お客さまが誤認に気がついたときや困惑の状況から解放されたときなどから原則1年以内で、契約締結時から原則5年以内となります。

- (注) 1. 消費者の利益を不当に害することとなる条項（契約内容）については、その全部または一部を無効とすることで、消費者の利益の擁護を図っています。
2. 2023年（令和5年）6月1日から改正消費者契約法が施行され、契約を取り消すことのできる「不適切な勧誘方法」の種類の追加などの改正がありました。

(2) 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（金融サービス提供法）

「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（金融サービス提供法）」は、多様化・複雑化する金融商品の販売をめぐるお客さまと金融商品販売業者との間のトラブルを未然に防ぐことを目的に2001年（平成13年）4月から施行されました。金融商品販売業者には、生命保険会社はもちろん保険代理店等も含まれます。

この法律では、金融商品販売にあたってそのリスク（市場リスク・信用リスク）に関する重要

な事項の説明を怠ったことによりお客さまが損害を被った場合には、金融商品販売業者が損害賠償責任を負うことを定めています。また、お客さまには十分な理解と認識のもと金融商品の購入をしていただく必要があり、お客さまの知識・経験・財産の状況や取引の目的に照らしてふさわしい説明をしなければならない旨（適合性の原則）を定めています。

さらに、金融商品販売業者は、金融商品を販売するための勧誘方針（勧誘の対象となる者や勧誘方法および時間帯に関し配慮すべき事項を含む）を策定し、公表しなければならないことになっています。

なお、金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和5年法律第79号）により、金融サービス提供法は2024年（令和6年）11月1日に改正法が施行され、上記の義務に加えて、生命保険会社の役職員や保険代理店に所属する生命保険募集人等を含む「金融サービスを提供する者」に対して、お客さまの最善の利益を勘案しつつ、お客さまに対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならないという義務が課されることとなりました。

（注）「市場リスク」とは、金利・為替・株価など金融商品市場の相場等の変動を直接の原因とする元本欠損の危険、「信用リスク」とは、事業者の業務または財産の状況変化を直接の原因とする元本欠損の危険を指します。

3. 金融商品取引法

2007年（平成19年）9月30日から、投資性の強い金融商品を幅広く対象とした包括的・横断的な利用者保護法制として「金融商品取引法」が施行されました。

変額保険、変額個人年金保険は保険業法上の「特定保険契約」（注）にあたり「金融商品取引法」の一部が準用されるので、同法に沿った取り扱いを行うこととなります。つまり、お客さまの知識・経験・財産の状況および契約締結の目的に照らして不当な勧誘を行わないこと（適合性の原則）、商品の特徴や市場リスク、信用リスク等に関する留意点、お客さまが負担する費用等が記載された契約締結前交付書面の情報をあらかじめ提供すること、広告等の規制、損失補てん等の禁止など、「金融商品取引法」の販売ルールを守ることを義務付けています。

特にお客さまが高齢であったり、投資経験・知識が少ない場合等には、商品内容やリスクに関するより丁寧な説明、慎重な対応が求められます。

（注） 特定保険契約の種類には変額保険・変額個人年金保険以外に市場価格調整（MVA）を利用した保険・外貨建保険・外貨建年金保険があります。

「市場価格調整(MVA：Market Value Adjustment)」とは、解約返戻金等の受け取りの際に、市場金利に応じた運用資産の価格変動が解約返戻金額等に反映される仕組みのことです。

4. 犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）

2008年（平成20年）3月1日から、「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）」が全面施行されました。この法律は、保険会社等の金融機関を含む特定事業者が、お客さまの本人特定事項等の確認（取引時確認）を行ったり、お客さまの取引に関する記録を行うことなどにより、金融機関がテロリズムの資金隠しに利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりするのを防ぐことを目的としたものです。

（注） マネー・ローンダリングとは、犯罪等で得た「汚れた資金」を正当な取引で得た「きれいな資金」に見せかけることです。

取引時確認が必要となる場合	・ 生命保険契約の締結、契約者貸付、契約者変更、満期保険金・年金・解約返戻金支払等の取引発生時 ・ 200万円を超える大口現金取引時 等 （注） 取引時確認が必要となる取引・保険種類等については、生命保険会社によって取り扱いが異なります。
確認する内容	【個人】 氏名・住居・生年月日・取引の目的・職業 【法人】 名称・本店等の所在地・取引の目的・事業内容 等
取引時確認の方法	【個人】 運転免許証、年金手帳等、マイナンバーカード（個人番号カード）、取引に実印を使う場合の印鑑登録証明書などの公的証明書を提示していただくか、送付により行います。 代理人を利用して取引する場合は、お客さまと、実際に手続きをする担当者（代理人）双方の取引時確認が必要です。 （注） 公的証明書に住居の記載がない場合など、補完書類（納税証明書、公共料金領収書等）の提示が必要な場合があります。 【法人】 お客さまである法人と、実際に手続きをする担当者双方の取引時確認が必要です。 法人の取引時確認は、登記事項証明書や印鑑登録証明書等を提示していただくか、送付により行います。 担当者本人の確認は、個人の場合と同様の確認の他に、委任状の提示を求めることや直接法人へ電話することによる確認等が必要です。 （注） 法人が国・地方公共団体等である場合は、実際に手続きをする担当者の取引時確認を行います。

<p>既に取り引時確認済みの場合</p>	<p>お客さまが過去に保険会社による取引時確認を受けたことがある場合、次回以降の取引では、保険証券やカード、パスワード等により取引時確認済みであることが確認できれば、再度の取引時確認は不要です。</p> <p>(注) 場合によっては、再度の取引時確認が必要なこともあります。</p>
<p>虚偽の申告</p>	<p>お客さまが取引時確認に際し、本人特定事項を隠ぺいする目的で虚偽の申告を行った場合、刑事罰（罰金等）の対象となります。</p>
<p>特定事業者の免責規定</p>	<p>「犯罪収益移転防止法」では、保険会社等の特定事業者は、お客さまが取引時確認に応じない場合には応じるまでの間、取引に係る義務の履行を拒むことができるとし、免責規定を設けています。よって、お客さまが取引時確認に応じない間、お客さまは保険会社等の特定事業者に契約上の義務の履行を要求できません。</p>

なお、「犯罪収益移転防止法」にもとづき保険会社等が知り得たお客さまの個人情報は、本法令が要請する目的以外に使用することはできません。

5. 個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）

2005年（平成17年）4月から、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」が全面施行され、その後個人情報に対する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利活用のバランス等の観点から、改正個人情報保護法が2022年（令和4年）4月から全面施行されました。

ICT（情報通信技術）の発達に伴い、個人情報^{(注)1}を取得・利用することが容易になっていますが、その反面、個人情報の不適切な利用、流出等の危険が高まりました。

このような背景から、金融機関を含めた企業（個人情報取扱事業者）^{(注)2}が、業務遂行にあたり、適切に個人情報を取り扱うルールとして、「個人情報保護法」が制定されました。

- (注) 1. 個人情報とは、生存する個人の情報であって、これに含まれる氏名、生年月日その他の記述等によって特定の個人を識別できるものや個人識別符号（顔認識データ、旅券番号、運転免許証番号、マイナンバーなど）が含まれるものをいいます。生命保険会社における代表的な個人情報は、「お客さま情報」です。
2. 「個人情報取扱事業者」とは、個人情報を含む個人情報データベース等を事業の用に供しているすべての事業者を指します。
3. 「2015年（平成27年）10月に「マイナンバー法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）」が施行され、個人番号（マイナンバー）の利用が開始されています。マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野で利用されることとなり、生命保険会社が行う各種の手続きにおいても、マイナンバーを取得し

たり、支払調書などの法定調書にマイナンバーを記載したりする必要が出てきます。マイナンバーおよびそれを内容に含む個人情報は「特定個人情報」として、法令により取り扱いが厳しく制限されています。

生命保険募集人は、生命保険会社の行う各種手続きのために、マイナンバーを取得することもあります。法令で限定的に定められている利用範囲を超えてマイナンバーを収集したり、お客さま管理のためにマイナンバーを利用したりしてはなりません。

4. 「仮名加工情報」（他の情報と照合しない限り、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得た個人に関する情報）については、通常の個人情報と比べて、事業者の義務が緩和されています。

「個人情報保護法」により、「個人情報取扱事業者」に課せられた義務は、個人情報の取得・利用時の義務、個人情報を適切・安全に管理する義務、本人からの求めに対応する義務の大きく3つに分けられます。

参 考 | 個人情報取扱事業者の義務

(1) 個人情報の取得・利用時の義務

① 「利用目的の特定」

個人情報の利用目的を特定する。業務上不要な個人情報は取得しない。

② 「利用目的による制限」

利用目的の範囲内で個人情報を利用する。決められた利用目的以外に利用しない。

③ 「不適正な利用の禁止」

違法・不当な行為を助長・誘発するおそれがある方法により個人情報を利用しない。

④ 「適正な取得」

個人情報を適正に取得する。偽り、その他不正な手段で取得しない。原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで要配慮個人情報を取得しない。

⑤ 「取得に際しての利用目的の通知等」

個人情報を取得する際は、利用目的を公表または通知する。

⑥ 「第三者提供を受ける際の確認等」

第三者から個人データの提供を受ける際は、提供者の氏名・提供者が当該個人データを取得した経緯等を確認したうえで、提供内容等の記録を作成、保存する。

(2) 個人情報を適切・安全に管理する義務

① 「安全管理措置」

個人情報データを安全に管理するため、必要かつ適切な措置を講じる。

②「従業者等の監督」

従業者、業務の委託先を監督する。

③「正確性の確保」

利用目的の達成に必要な範囲で、個人情報データを正確かつ最新に保つ。

④「漏えい等の報告等」

個人データの漏えい等が発生した際、個人の権利利益を侵害するおそれ
が大きい事態については、個人情報保護委員会に報告し、本人に通知する。

⑤「第三者提供の制限」

本人の同意なしで、個人情報を第三者に提供（漏えい）しない。

⑥「第三者提供に係る記録の作成等」

第三者に個人データを提供した際は、個人データの提供年月日や提供先等
の記録を作成し、一定期間、保存する。

(3) 本人からの求めに対応する義務

①「開示、訂正、利用停止等」

本人からの求めに応じて、保有する個人情報の開示・訂正・利用停止等を行う。

②「苦情対応」

苦情の申し出に対し、適切かつ迅速な対応に努める。

(注) 要配慮個人情報とは、人種、信条、病歴など本人に対する不当な差別
または偏見が生じる可能性のある個人情報をいいます。

「個人情報取扱事業者」が義務規定に違反し、不適正な個人情報の取り扱いを行った場合には、個人情報保護委員会は必要に応じて、当該事業者に対し勧告・命令等（業務改善命令や業務停止命令等の可能性）の措置をとることができます。

そして、何よりも私たちの大切なお客さまに迷惑をおかけすることになり、お客さまからの信頼も一瞬で失うことになりかねません。したがって、私たちは日頃よりお客さま情報の厳正な管理・取り扱いを行うことが重要です。

6. 保険法

保険法は、保険契約者と保険会社との間の契約ルールを定めた法律で、商法の規定を見直し適用範囲を拡大するとともに、契約者等を保護するための規定等を整備することを目的として、2010年（平成22年）4月に施行されました。

この法律の主な内容には、次のようなものがあります。

- ・ 保険契約の定義に関する規定

保険契約の定義が明確にされ、各種共済等もその対象になりました。また、新たに傷害疾病保険などの第三分野の保険契約に関する規定ができました。

- ・ 被保険者（または契約者）の告知義務に関する規定

告知する事項を契約者等が判断して告知する義務（自発的申告義務）から、保険会社が質問したことだけに答えればよいという義務（質問応答義務）に変更されました。

- ・ 保険契約の解除の取り扱いに関する規定

保険募集人による告知妨害等があった場合、保険会社はその契約を解除できないことや、被保険者の同意後に諸事情等の著しい変化があった場合、被保険者が契約者に対して解除請求できることなどの規定ができました。

- ・ 保険金等の支払いに関する保険会社の義務に関する規定

保険金の支払いが遅延した場合の保険会社の責任（遅延利息の支払いなど）等について規定されました。

7. その他の留意事項

(1) 「変額保険販売資格者」以外の方が変額保険を販売する行為

「変額保険販売資格者」以外の方が無資格で変額保険を販売することはできません（P.37参照）。販売に際しては、「変額保険販売資格者登録証」を携行することが義務付けられています。

（注）生命保険会社によっては「変額保険販売資格者登録証」の発行をせず、他の方法で販売資格を証明する場合があります。その場合、生命保険会社の指示に従います。

参 考 | 銀行等の保険商品販売時等の弊害防止措置

「利用者利便の向上」等を図る観点から実施された銀行等における保険商品の窓口販売は、平成12年の保険業法改正を受けて、平成13年4月から実施されています。

一方で、融資等を通じた銀行等のもつ優位性や預金口座の入出金情報等、銀行業務を通じて顧客の非公開情報を知りうるといった銀行等の特殊性に鑑み、「契約者の保護」等を図る観点から、銀行等の金融機関が生命保険を募集する際には、一般の生命保険募集人が守らなければならない募集上のルールに加え、新たに「弊害防止措置」が規定されています。

この「弊害防止措置」は、平成13年4月の銀行等による保険販売開始時に規定されたものに加え、平成14年10月以降順次保険販売対象商品が拡大されたことに伴い、新たな規定が設けられています。

募集人である銀行等ならびに銀行員等が弊害防止措置に違反した場合、募集人登録の取り消しや業務停止命令、業務改善命令等の行政処分の対象となります。

1. 平成13年4月施行の弊害防止措置

(1) 優越的地位の濫用の禁止

(保険業法第300条 保険業法施行規則第234条第1項第7号関連)

- 銀行等が自ら行う信用供与の条件として保険募集をする行為の禁止
- その他自行の取引上の優越的な地位を不当に利用して保険募集をする行為の禁止

- 銀行等が融資を行う際に抱き合わせにより保険加入を強要する行為や、保険に加入しなければ融資を引き上げる等の優越的な地位を不当に利用して保険募集を行うことは、法令等により禁止されています。

(2) 銀行顧客の非公開情報の保険募集への流用禁止

(保険業法施行規則第212条第2項第1号関連)

- 銀行業務を行う上で知り得た顧客の非公開情報を活用した保険募集の禁止

- 書面等により、顧客との間で事前の同意がある場合を除いて、銀行業務を行う上で知り得た顧客の非公開情報（個人の預金残高等）を活用して、保険募集を行うことは法令等により禁止されています。
 - ・ 銀行業務を行う上で知り得た顧客の非公開情報（個人の預金残高等）を活用して、保険募集を行うためのダイレクトメールを発信する場合などは、予め顧客の同意を得なければなりません。

- ・また、顧客から同意を得るにあたっては、不同意申立がないことを以って同意とみなすことはできません。したがって、資料等を用いることにより、保険募集を開始する時点までに、明示的な同意を必ず得る必要があります。

(注) 非公開情報とは、当該銀行等の取締役もしくは監査役または使用人が職務上知り得た顧客の預金、為替取引、資金の借入れ等に係わる情報、その他の特別の情報をいいます。

(3) 預金等との誤認防止

(銀行法施行規則第13条の5関連)

○ 銀行預金等との誤認防止措置

- 保険募集時に顧客が「定期預金・外貨建て預金等をした」と誤認しないよう、事前に顧客の知識、経験および財産の状況を踏まえて、顧客に対し書面等により、十分に説明することが求められています。

2. 平成14年10月施行の弊害防止措置

平成14年10月施行の「保険業法施行規則及び銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等」では、銀行等による生命保険販売対象商品が拡大されることに併せて、新たに以下の弊害防止措置を講じることが求められています。

(1) 保険募集に関する取引が銀行業務に影響を及ぼさないことについての事前説明義務

(保険業法第300条 保険業法施行規則第234条第1項第8号関連)

- 銀行等が保険商品を販売する際に、保険商品を購入しないことで融資が受けにくくなるなど、他の銀行取引に影響を及ぼさないことについて顧客に対し、書面交付またはこれに代替する電磁的方法による提供により事前に説明することが義務付けられています。

- ・保険募集を開始する前に保険募集の対象となる全ての顧客に対し、予め書面交付またはこれに代替する電磁的方法による提供により保険募集に関する取引が他の銀行取引に影響を与えない旨を説明し、最終的に保険商品を購入しない場合であっても、銀行取引上不利益とならないことを説明する必要があります。

(2) 住宅ローン返済困窮時の相談窓口についての説明義務

(保険業法第300条 保険業法施行規則第234条第1項第11号関連)

- 銀行等が個人を契約者とする住宅関連信用生命保険契約の保険募集を行う際は、保険募集の対象となる全ての顧客（契約者）に対し、遅くとも申込み時までに、住宅ローンの返済が困難になった場合の相談窓口について、書面交付またはこれに代替する電磁的方法による提供により説明すること

が義務付けられています。

(3) 保険料ローンを利用した変額個人年金保険加入時のリスク説明義務

(保険業法第300条 保険業法施行規則第234条の27第1項第2号関連)

- 銀行等が特別勘定を用いた保険契約（変額個人年金保険）の保険募集を行う際に、顧客（契約者）が融資を受けて保険料に充てた場合、当該契約の運用実績の変動により将来の年金受取総額や解約返戻金等が融資額もしくは融資額とその利子の合計額を下回り、債務の返済が困難になる可能性があることについての説明を、顧客（契約者）に対し書面交付またはこれに代替する電磁的方法による提供により行うこと、および顧客（契約者）から当該書面を受領した旨の確認を署名または受領印を得ることなどにより行うことが義務付けられています。

・銀行等が保険募集を行う際には、当該銀行において保険料ローンの設定が行われているか否かを問わず、保険募集の対象となる全ての顧客（契約者）に対し、書面交付またはこれに代替する電磁的方法による提供によって説明を行い、遅くとも申込み時まで、当該書面を受領した旨の署名（または受領印）などの徴求が必要となります。

(4) 銀行等の特定関係者による優越的地位の不当利用の禁止

(保険業法第300条 保険業法施行規則第234条第10号関連)

- 銀行等の特定関係者が保険募集を行う際に、当該銀行の優越的な地位を不当に利用したり、当該保険募集を条件に信用を供与したりすることは、法令等により禁止されています。

(注) 特定関係者とは、当該銀行の子会社（証券専門会社を含む）、当該銀行を子会社とする銀行持株会社、当該銀行持株会社の子会社（当該銀行を除く）、その他の当該銀行と政令で定める特殊の関係にある者をいいます。

(5) 特別勘定に属する資産の運用に関する書面の交付義務

(保険業法第294条第1項、第300条の2 保険業法施行規則第227条の2第3項第10号、第234条の21の2第1項第8号関連)

- 変額個人年金保険等、特別勘定を用いた保険契約の各特別勘定に関する情報開示が義務付けられています。変額個人年金保険等を募集する際には、顧客（契約者）に対し遅くとも申込み時まで、次に掲げた事項を書面交付またはこれに代替する電磁的方法により提供することが義務付けられています。

また、運用対象の異なる複数の特別勘定（日本株式型・日本債券型など）がある契約の場合には、その各々の特別勘定について、次に掲げた事項を顧客（契約者）に対し書面交付またはこれに代替する電磁的方法により提供することが義務付けられています。

①資産の運用対象が受益証券または投資証券の場合

- ・資産の運用対象となる受益証券または投資証券（以下、「受益証券等」）の名称
- ・受益証券等の目的および基本的性格ならびに仕組み
- ・受益証券等の投資方針、投資対象、運用体制および投資制限
- ・受益証券等の投資リスク
- ・受益証券等の投資状況、投資資産（投資有価証券の投資主要銘柄、投資不動産物件およびその他投資資産の主要なものをいう。）および運用実績
- ・受益証券等の貸借対照表ならびに損益および剰余金計算書の主要部分
- ※ 次に掲げた事項については、顧客（契約者）から書面の交付の請求があったときには、顧客（契約者）に対し交付することが義務付けられています。（平成17年12月施行）
- ・受益証券等の沿革
- ・受益証券等の貸借対照表、損益および剰余金計算書ならびに附属明細表
- ・受益証券等の純資産額計算書（資産総額、負債総額、純資産総額、発行済数量および一単位あたり純資産額を含む。）
- ・受益証券等の設定および解約の実績

（注） 受益証券等について金融商品取引法第13条第1項に規定する目論見書が作成されている場合は、当該目論見書の記述を利用すること。また、当該目論見書が作成されていない場合にあっても、これに準じて作成すること。

②資産の運用を保険会社が行っている場合

- ・資産の運用に係る目的および基本的性格
- ・資産の運用に係る運用方針、運用対象、運用体制および運用制限
- ・資産の運用に係る運用リスク
- ・資産の運用実績
- ・当該保険契約の保有件数
- ・資産の内訳
- ・資産の運用に係る運用収支状況、運用株式主要銘柄およびその他運用資産の主要なもの

（注） 運用対象の異なる複数の特別勘定がある契約で、その特別勘定が上記①と②に分かれる場合には、①、②それぞれに掲げられた項目について書面にて顧客（契約者）に対し交付することが義務付けられています。

- 保険加入後保険期間中において、契約している変額個人年金保険等の運用状況について年1回、顧客（契約者）に対し書面で通知することが義務付けられています。

3. 平成17年12月施行の弊害防止措置

平成17年12月施行の「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令等」では、銀行などによる生命保険販売対象商品が拡大されることに併せて、弊害防止措置の見直しと新たな措置の導入が求められています。

弊害防止措置の見直し

- (1) 保険会社が銀行等に保険募集を行わせるときは、銀行等への委託に関する方針を定めるとともに、銀行等の保険募集の状況を的確に把握するための措置等を講じなければなりません。（保険業法施行規則第53条の3の3関連）
- (2) 保険募集を行う銀行等が銀行業務等で知り得た顧客の非公開情報を顧客の同意なく保険募集に利用することを制限する措置について、その対象となる非公開情報の定義や顧客の同意を得る時期および方法を明確化することが求められています。（保険業法施行規則第212条第2項第1号、第212条の2第2項第1号、第212条の4第2項第1号関連）
- (3) 保険募集を行う銀行等は、引受保険会社の商号等の明示、保険契約に関する情報の提供等に関する指針を定め、公表し、その実施のために必要な措置を講じなければなりません。（保険業法施行規則第212条第2項第2号、第212条の2第2項第2号、第212条の4第2項第2号関連）
- (4) 保険募集を行う銀行等は、保険募集に係る法令等の遵守を確保するため、営業所または事業所ごとに責任者を、本店または主たる事務所に統括責任者を配置しなければなりません。（保険業法施行規則第212条第2項第3号、第212条の2第2項第3号、第212条の4第2項第3号関連）

新たな弊害防止措置の導入

銀行等が新たに取り扱うことができる生命保険契約は、一時払終身保険、保険期間10年以下の平準払養老保険（法人契約を除く。）および一時払養老保険（保険業法施行規則第212条第1項第4号関連）です。

- (1) 銀行等が新たに取り扱うことができる保険契約（以下「新規解禁保険契約」という。）の募集を行う場合、以下の者（以下「保険募集制限先」という。）を保険契約者または被保険者として当該保険契約の募集を手数料等を得て行ってはいけません。（保険業法施行規則第212条第3項第1号、第212条の2第3項第1号、第212条の4第3項第1号関連）

イ. 事業資金の融資先である法人、その代表者および個人事業主

ロ. 事業資金の融資先である小規模事業者（常時使用する従業員の数が

50人以下の事業者)の役員および従業員

- (2) 新規解禁保険契約の募集を行う銀行等は、保険募集制限先を確認する業務を的確に遂行するための措置、保険募集に係る業務が銀行等のその他の業務に支障を及ぼさないようにするための措置等を講じなければなりません。(保険業法施行規則第212条第3項第2号、第212条の2第3項第2号、第212条の4第3項第2号関連)
- (3) 新規解禁保険契約の募集を行う銀行等は、あらかじめ顧客に対し、保険募集制限先を確認する業務に関する説明を書面の交付またはこれに代替する電磁的方法による提供により行わなければなりません。(保険業法施行規則第234条第1項第9号関連)
- (4) 新規解禁保険契約の募集を行う銀行等は、事業資金の融資業務を行う使用人が保険募集を行わないことを確保するための措置を講じなければなりません。(保険業法施行規則第212条第3項第3号、第212条の2第3項第3号、第212条の4第3項第3号関連)
- (5) 新規解禁保険契約の募集を行う銀行等は、顧客が当該銀行等に融資の申込みをしていることを知りながら、当該顧客またはその密接関係者に対し保険募集を行ってはなりません。(保険業法施行規則第234条第1項第10号関連)
- (6) 銀行等の特定関係者(子会社、兄弟会社等をいう。)を通じた上記(1)及び(5)の規制に係る潜脱行為は禁止されています。(保険業法施行規則第234条第1項第14号、第15号関連)

なお、中小金融機関には一部特例があります。

参 考 銀行等による保険販売の全面解禁

平成19年12月22日からの銀行等による保険販売の全面解禁では、従来施行された弊害防止措置はそのまま存置され、更なる契約者保護を図るため、以下のような法的な所要の改正措置がとられています。

○ 「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正

銀行等において保険募集を行うに際しての、責任ある販売体制の整備及び顧客情報の利用態勢の整備、法令順守態勢の整備等に関する監督上の留意点について明記(監督指針Ⅱ-4-2-6)

また、金融庁は弊害発生防止のため引き続きモニタリングを行い、改正指針の趣旨を踏まえた監督の下、必要に応じた厳正な対応を図ることとしています。

○ その他の改正等

- ・ 保険業法施行規則の一部改正と金融庁告示の制定

円滑な実施を図る観点から地域金融機関・協同組織金融機関特例となる契約者一人当たりの保険金額・給付金額の制限要件を見直し、その上限を定める保険及び上限額を金融庁長官が定める金融庁告示を制定

- ・銀行法施行規則等の一部改正
銀行等本体と同様に金融関連業務として行う銀行等の子会社による保険販売についても販売対象保険商品の制限を撤廃する改正措置

平成24年4月以降の弊害防止措置等の見直し

平成24年4月より従来の枠組みを維持しつつ、規制の一部緩和や新たな実効性確保のための措置がとられています。

(1) 融資先募集規制等の一部緩和

- ・事業性資金の融資先に対して一部商品（一時払終身保険・一時払養老保険等）が募集規制対象から除外されました。（保険業法施行規則第212条第3項第1号、第212条の2第3項第1号等関連）
- ・非事業性資金の融資申込者に対する募集規制（タイミング規制）が除外されました。（保険業法施行規則第234条第1項第10号関連）
- ・地域（中小）金融機関で担当者分離規制の適用を受ける場合、保険金額の制限の対象となる契約は、従業員50人以下の融資先の従業員等を契約者とするものに限られることになりました。（保険業法施行規則第212条第4項、第212条の2第4項等関連）

(2) 実効性確保のための追加措置

- ・保険商品と預金との誤認防止のための説明義務により、顧客がその内容を理解したことについて書面を用いて確認しなければなりません。（主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-3-3-2-2（4）、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅱ-3-2-5-2（4）関連）
- ・非公開金融情報の保険募集業務への利用について、顧客の同意を取得する際に、保険の勧誘の手段、利用する情報の範囲、同意撤回の方法等を明示しなければなりません。（保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-6-2関連）
- ・住宅ローン関連保険の募集に際し、その加入がローンの条件ではないことを顧客に対し書面またはこれに代替する電磁的方法による提供によって説明しなければなりません。（保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-6-6関連）

<付表1> 「変額保険」と「定額保険」の対比

項目	変額保険	定額保険	頁
死亡・高度障害 保険金額	特別勘定資産の運用実績により毎月変動（基本保険金額を保証）	一定 (保証)	19 } 22
満期保険金額	満期日における積立金額 〈有期型〉 (原則非保証)	約定した一定金額 (保証)	21 } 22
配当金	・ 剰余金の利源は死差益、費差益の2つ (利差益に相当する部分は変動保険金額に反映) ・ 配当金については6カ月間利息を付けて別途管理され、積立金に充当する (7カ月目の変動保険金額の計算に繰り入れる) 〔特別配当はない〕	・ 剰余金の利源は利差益、死差益、費差益の3つ ・ 配当金は契約応当日に支払われ、支払い方法には現金支払、相殺、積立、保険金買増方法がある	22
契約日	責任開始期の属する月の翌月1日	原則として責任を開始する日	26
特別条件付契約	取り扱う (ただし、取り扱い上定額保険と異なる点あり)	取り扱う	26
責任開始期	同	—	26
保険料払込回数および経路	同	—	26

項目	変額保険	定額保険	頁
払込猶予期間	・年払、半年払・月払とも払込期月の翌月初日から末日まで	・年払、半年払 払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで ・月払 払込期月の翌月初日から末日まで	27
払込猶予期間経過後の取り扱い	定額の延長（定期）保険への自動変更または失効	（自動）振替貸付の適用または失効	27 ～ 28
復活の手続期限	通常失効後3カ月	通常失効後3年	28
契約者貸付	取り扱う （ただし、取り扱い上定額保険と異なる点あり）	取り扱う	28 ～ 29
解約返戻金額	特別勘定資産の運用実績により毎日変動 （原則非保証）	払込年月数などにより計算 （保証）	29
諸変更	次の変更を取り扱う (1)定額保険への変更 (2)払済保険への変更 (3)定額延長（定期）保険への変更 (4)減額 (5)保険料払込方法	変額保険では取り扱わない次の変更も取り扱う (1)保険料払込期間、保険期間の変更 (2)復旧（復帰・復元）	29 ～ 30
資産の管理・運用	特別勘定	一般勘定	33
資産運用の対象	国内・外の株式、公社債などの有価証券などが主体	貸付金、有価証券、不動産など	33
資産評価の時期	毎日評価	決算など必要に応じて評価	36
資産運用のリスクの帰属	契約者（自己責任原則）	生命保険会社	17

<付表2> 「変額個人年金保険」と「投資信託」の対比

項目		変額個人年金保険	投資信託
死亡保障		死亡給付金・災害死亡給付金 (死亡時元本保証があるものが一般的)	死亡解約時の時価
税制面	契約時	生命保険料控除の対象	毎年 の の収益分配金の20%を源泉分離課税 ^{(注)1・2}
	運用時	非課税	
	解約時	一時所得として総合課税 (解約返戻金－既払込保険料－50万円) × $\frac{1}{2}$ (ただし、一時払契約等の確定・有期年金で、かつ5年以内の解約の場合は、差益の20%を源泉分離課税) ^{(注)1}	差益の20%を源泉分離課税 ^{(注)1・2}
	積立期間中の死亡	生命保険金非課税制度の対象 (他の保険金と合算して「500万円 × 法定相続人の数」の額まで相続税が非課税) ※契約者と被保険者が同一人の場合	時価による相続税課税
	年金受取時	雑所得として総合課税 年金年額－年金年額 × (既払込保険料 / 年金受取総額)	
費用面	契約時	ファンドの購入手数料は不要	ファンドによるが、一般に購入手数料が必要
	運用時	運用関係費用・保険関係費用が必要	運用関係費用が必要
	解約時	経過年数に応じ、所定の解約控除が発生	不要(一部、信託財産留保額が必要なものあり)
告知		あり	なし
破綻時の取り扱い		生命保険契約者保護機構の補償対象	投資者保護基金等の補償対象

- (注) 1. 金融商品を含むすべての所得税課税において、2013年(平成25年)1月から25年間にわたり、復興特別所得税(所得税額の2.1%)が別途課税されます。
2. 所定の要件を満たす株式投資信託等については、「少額投資非課税制度(NISA)」の適用を受けることができます。

変額保険・変額個人年金保険の商品知識

1. 自社の変額保険・変額個人年金保険の商品知識
2. 自社の変額保険・変額個人年金保険の契約実務
3. 変額保険・変額個人年金保険の販売上の注意事項

[本カリキュラムの位置づけ]

- 変額保険販売資格試験研修として、1、2は各社独自で研修を行ってください。
 - 乗合代理店の生命保険募集人が既に変額保険販売資格試験に合格している場合、後から乗り合う保険会社は、1、2、3のすべての研修を行うことにより、変額保険販売資格の登録を行うことができるものとします。
- その際、「3. 変額保険・変額個人年金保険の販売上の注意事項」のカリキュラムは、販売に際しての正しい情報提供、募集上の禁止・留意事項等について本テキストに準拠して研修を行ってください。

〔参考〕 行動規範

生命保険事業は、国民生活の安定・向上、経済の発展および持続可能な社会の実現に密接な関わりを持つ公共性の高い事業であり、その活動を通じ社会公共の福祉の増進に資するという社会的使命を有している。

生命保険会社が、お客さまからの負託や社会からの期待に応え、社会的責任を果たすためには、健全な業務運営を通じて得られるお客さまや社会からの信頼が基礎となることから、確固たる信頼の確立に向けて、生命保険協会は「行動原則」および「基本的行動」からなる行動規範を定める。

生命保険会社各社およびその役職員は、本行動規範を遵守するとともに、経営者自らが率先垂範し、すべての役職員の業務遂行にあたっては遵守されるよう努め、企業倫理を徹底することとする。

I. 行動原則

生命保険会社各社の事業経営及びその役職員の業務遂行における、原則・規準とすべき行動を次のとおり定める。

1. お客さま本位の行動
2. コンプライアンスと高い企業倫理に基づく行動
3. 社会的責任に基づく行動

II. 基本的行動

前記「行動原則」に則って、次の「基本的行動」を定める。

1. 商品の提案・提供から支払いまでの適切なお客さま対応の推進

お客さまからの満足と信頼が得られるよう、お客さま本位の業務運営を通じて、真にお客さまのニーズに応える質の高い商品およびお客さまの視点に立ったサービスを提供するとともに、保険金等のお支払いを適切に行う。

- ① お客さまのニーズを的確に把握し、「安心」を確実にお届けできる質の高い商品の開発・提供に努める。
- ② 勧誘方針を策定・公表し、勧誘が適正に行われることを確保するための措置を講じる。また、お客さまに商品内容を正しくご理解いただくよう、適切かつ十分な説明を行い、お客さまに最適な商品を選択いただくよう努める。
- ③ 「ご契約時」から「ご請求時・支払時」等の全契約期間にわたって、お客さまにご契約内容や各種お手続きに関する情報を、適時に分かりやすく提供する。
- ④ 保険金・給付金等のお支払いは、生命保険事業における最も基本的かつ重要な機能であることを認識し、迅速・正確・公平・丁寧に行い、お支払いできない場合には、十分な説明を行い、お客さまにご理解・ご納得いただくよう努める。
- ⑤ 商品・サービスの提供から保険金等の支払いに至るまで、お客さまの視点に立った適切な対応が行える職員の育成に努める。

2. お客さまや社会との相互理解の促進

お客さまや社会に対し、事業活動等に関する情報を正確かつ積極的に伝えるとともに、広くお客さまの声を捉えた上で、誠実に対応し、経営に反映する。

- ① お客さまや社会に対し、経営状況、お客さまから寄せられた声への取組み等の事業活動に関する情報を正確かつ積極的に提供し、生命保険事業を正しくご理解いただけるよう努める。
- ② 社会環境の変化を踏まえ、金融リテラシーの向上に資する情報を積極的に提供し、社会生活の安定と向上に貢献するように努める。
- ③ お客さまをはじめとする幅広いステークホルダーとの対話を通じて得られた、ご意見、ご要望等に耳を傾け、誠実に対応し、商品・サービスや業務等の改善につなげる。

3. お客さま情報の適正な取扱いと保護の徹底

生命保険事業におけるお客さま情報の重要性を認識し、適正な取扱いを行うとともに、保護を徹底する。

- ① お客さまの生命・身体・財産等に関する重要な個人情報を取扱っていることを認識し、お客さまに安心して情報を提供いただけるよう、お客さま情報の適正な取扱いを行うとともに、保護を徹底する。
- ② 各種取引を通じて得た企業・団体等の情報についても、重要性を認識し、適正な取扱いを行うとともに、保護を徹底する。
- ③ 個人情報については、個人情報保護法や、個人情報保護委員会・金融庁および当会が定めるガイドライン、指針等の法令・規定等に基づき適正に取扱う。

4. 公正な事業活動の遂行

お客さまと社会からの確固たる信頼を確立するため、あらゆる法令をはじめ、社会的規範を遵守し、コンプライアンスを徹底するとともに、実効的なガバナンスを構築し機能発揮することにより、公正な事業活動を行う。

- ① 保険契約者・消費者等の保護を目的としたあらゆる法令をはじめ、社会的規範を遵守し、公正な事業活動を行う。
- ② 独占禁止法等を遵守し、公正かつ自由な競争を行い、お客さまの利益の保護と市場の健全な発達の促進に努める。
- ③ 国際的な事業活動においても、国際ルールや法令はもとより、現地の文化を尊重し、現地の社会・経済に与える影響に配慮した行動をとる。
- ④ 実効的なガバナンスを構築し、機能発揮することにより、公正な事業活動を行う。

5. 反社会的勢力との関係遮断

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断を徹底する。

- ① 反社会的勢力への対応について、外部専門機関と連携の上、不当な要求に対して断固として応じない等、反社会的勢力との関係を遮断するため、組織として適切な対応を行う。
- ② テロ資金供与やマネー・ローンダリング防止に向け、お客さまへの取引時確認や疑わしい取引の届出等、適切な対応を行う。

6. 生命保険事業の特性を踏まえた資産運用

収益性・安全性・流動性ととともに、公共性に配慮した資産運用を行う。

- ① お客さまからの負託に応えるため、収益性・安全性・流動性の原則を踏まえた資産運用を行う。
- ② 生命保険事業の特性に鑑み、公共性にも十分配慮した資産運用を行う。
- ③ 国内外の金融・資本市場等における主要な参加者として、各市場や経済に与える影響も考慮しつつ資産運用を行う。
- ④ 持続可能な社会の実現に向けて、社会的課題の解決へ貢献するため、環境・社会・ガバナンス（ESG）の要素も考慮した資産運用に努める。
- ⑤ 責任ある投資家として投資先企業と目的を持った対話等を通じて、投資先企業の持続的成長に向けたステewardシップ責任を適切に果たすように努める。

7. 環境問題への取組みの推進

環境問題への取組みは人類共通の重要課題であるとの認識に立ち、自主的かつ積極的に取組む。

- ① 事業活動における省資源・省エネルギーの推進等、環境問題に自主的かつ積極的に取組む。
- ② 役職員に対する環境教育を通じた意識向上を図るとともに、環境保全活動に参画できるような支援に努める。

8. 社会貢献活動の推進

自らの活動の基盤となる社会の健全かつ持続的な発展に向け、「良き企業市民」として社会貢献活動に積極的に取り組む。

- ① 豊かで安心感あふれる社会をつくるために、自らが地域社会の一員であることを自覚し、「良き企業市民」として、社会の健全かつ持続的な発展に向け、社会貢献活動に積極的に取り組む。
- ② NPO・NGO、地域社会等との連携や、業界・経済界としての社会貢献活動に参画する等により、社会的な課題の解決に向けた貢献に努める。

9. 人権の尊重

すべての人々の人権を尊重し、自らの活動が人権に与える影響を考慮して行動する。

- ① 国際的に認められた人権を理解したうえで、すべての人々の人権を尊重する。
- ② お客さまはもとより取引先企業等のあらゆる関係先に対して、自らの活動が人権に与える影響を考慮して行動する。

10. 働き方の改革と職場環境の充実

職員の能力を高め、人格・個性・多様性を尊重する働き方を実現するとともに、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。

- ① 職員の人権やプライバシーを尊重するとともに、差別やハラスメントのない公平な職場環境を確保する。
- ② 職員のキャリア形成や能力開発等により、職員個々の能力向上を図るとともに、その能力が十分に発揮できる活力ある職場環境を確保する。
- ③ 少子高齢化の進展に鑑み、出産・育児・介護に携わる職員の支援や、柔軟な働き方を推進し、働きやすい職場環境を確保する。
- ④ 多様な人材の社会参画を支援するような雇用促進に努める。
- ⑤ 健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。

11. リスク管理の徹底

お客さまに対する責務を確実に履行し信頼が得られるよう、経営者のリーダーシップのもとでリスク管理を徹底し、適切な運営および継続的な改善を行う。

- ① お客さまに対する責務を確実に履行するため、経営者のリーダーシップのもと、各種リスクを把握・評価し、的確な対応が行えるようリスク管理態勢を構築し、それが適切に機能しているかを検証し、継続的な改善を行う。
- ② 保険引受リスク、資産運用リスク、事務リスク、システムリスク等、各種リスクの特性に応じたリスク管理を徹底する。
- ③ 通常のリスク管理だけでは対処できないような事態に備え、危機管理、大規模災害に対応したリスク管理態勢を構築し、事務処理を円滑に行い保険金等の支払いを確実に実行できるような体制を整備する。

12. 再発防止の徹底と説明責任の遂行

お客さまや社会に影響を及ぼす事態が発生したときには、経営者の強いリーダーシップのもと、徹底した原因究明と再発防止に努めるとともに、お客さまや社会に対する説明責任を果たす。

- ① お客さまや社会に影響を及ぼす事態が発生した際に迅速かつ適切な対応がとれるよう、マニュアル等の整備による社内体制を整備する。
- ② お客さまや社会に影響を及ぼす事態が発生したときには、経営者自らの責任の下で、事実調査と原因究明を行い、信頼回復に向けて迅速かつ適切な対応と徹底した再発防止に努める。また、お客さまや社会に対して明確かつ迅速な説明を行い、説明責任を果たす。

以上

〔参考〕 社会貢献活動

生命保険協会は、わが国で生命保険業を営む民間生命保険会社全社が加盟し、生命保険業の健全な発達および信頼性の維持のために活動するとともに、「助け合いの精神」に基づく生命保険業の性格から、人々の生活と社会福祉の向上に寄与するため、特に平成元年度より業界を挙げて「社会貢献活動」に取り組んでいます。

1. 介護福祉士養成給付型奨学金制度

超高齢社会における介護の担い手として、大きな役割が期待されている「介護福祉士」の養成支援が必要との認識から、平成元年度より、介護福祉士を目指す学生に対して奨学金を支給しています。

2. 保育士養成給付型奨学金制度

待機児童解消に向け、保育の受け皿拡大・整備が進められているなか、保育の専門職として活躍を期待される保育士の養成を支援する目的で、平成 29 年度より、保育士を目指す学生に対して奨学金を支給しています。

3. 子育てと仕事の両立支援に対する助成活動

社会的課題である待機児童問題の解消へ貢献し、子育てと仕事を両立できる環境整備に寄与することを目的に、保育所・放課後児童クラブの受け皿拡大や質の向上の取組みに対する資金助成を平成 26 年度から実施しています。

4. 生命保険協会留学生給付型奨学金（セイホスカラーシップ）

国際貢献・交流の重要性を認識し、次の時代を担う東南アジア・東アジアからわが国へ来る私費留学生に対する奨学金制度を平成 2 年度より実施しており、現在は「公益財団法人 日本国際教育支援協会」を通じて制度を運営しています。

5. 健康増進啓発活動

超高齢社会の到来を踏まえた健康長寿社会の実現に向け、平成 26 年度より、自治体や地域メディア等が主催するウォーキングイベントに協賛しています。イベントではブースを出展して、参加者の健康意識向上に取り組んでいます。

6. 地方協会による社会貢献活動（地方 C R 活動）

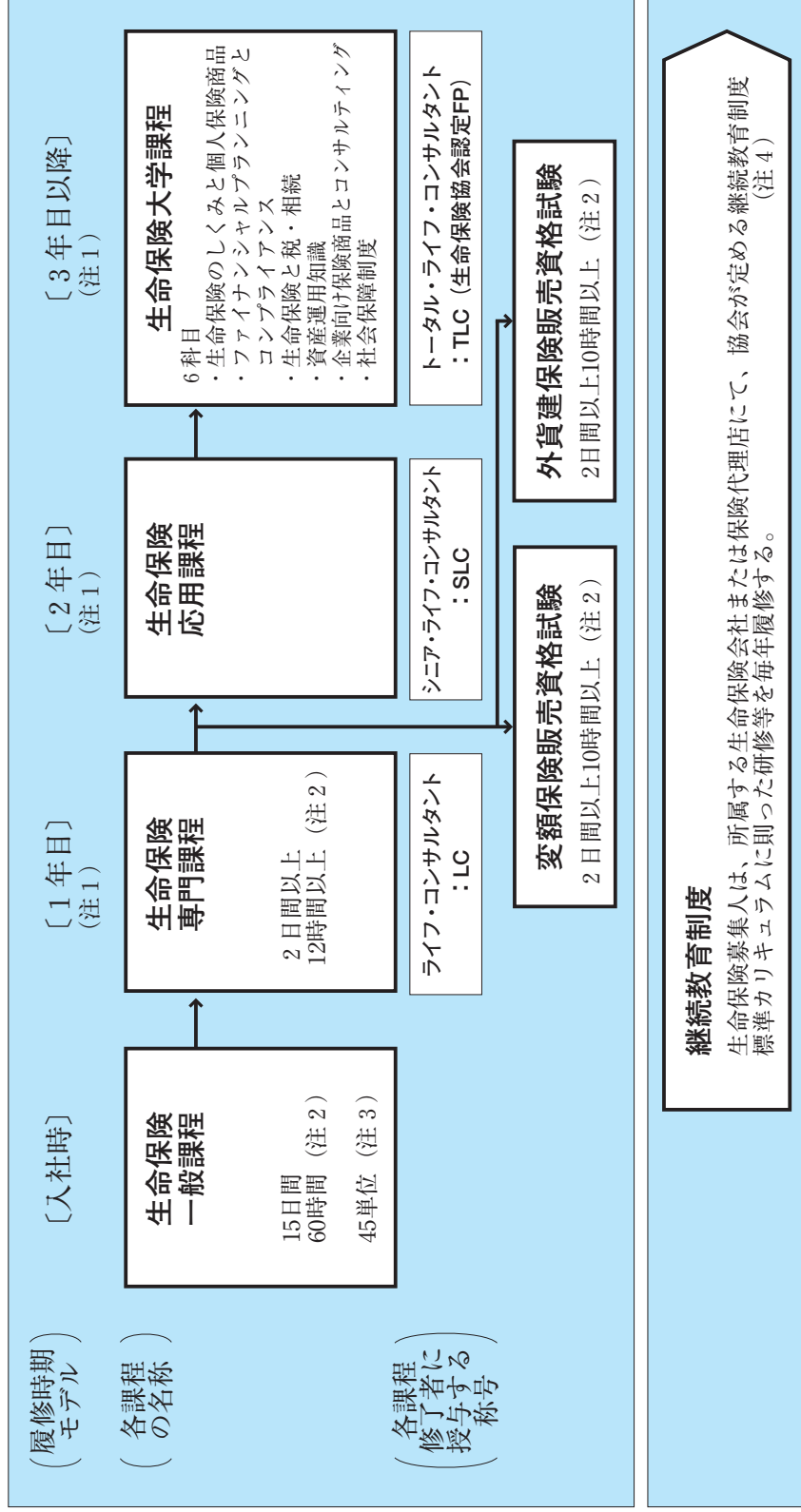
全国 54 の地方協会では、生命保険事業の発展を支えていただいている地域社会にご協力できればと、平成 3 年度より住み良い地域社会づくりへの貢献を積極的に実践していくため、生命保険業界の営業拠点とマンパワーのネットワークを活用し、地域との良好な関係づくりを目指した次のような活動を展開しています。

○募金活動、福祉巡回車寄贈、献血活動、高齢者・障がい者支援、健康関連の取組み、寄贈・ボランティア活動

その他、各生命保険会社においても様々な社会貢献活動を行っています。

※本情報は、令和 6 年 10 月末現在のものです

〔参考〕 業界共通教育制度・継続教育制度



(注1)〔年目〕は、モデル的な履修時期を示す。

(注2) 日数・時間は、モデルケースの研修日数・研修時間を示す。

(注3) 乗合代理店については46単位。

(注4) 当年度に生命保険募集に関する業務に携わらないことが明確な人を除く。研修名は各社により異なる。

〔参考〕 業界共通教育各課程試験の意義、役割および試験のポイント

①意義、役割	生命保険一般課程試験 生命保険募集人として必要とされる生命保険の基礎知識を修得する課程。(本課程試験に合格し、内閣総理大臣へ生命保険募集人として登録された者が、生命保険の募集業務に従事することができます)	生命保険専門課程試験 生命保険販売に関する専門知識と周辺知識を修得する課程。	生命保険応用課程試験 知識を生かした応用力・実践力を養成し、ファイナンシャル・プランニング・サービスの充実を図る課程。	生命保険大学課程試験 ファイナンシャル・プランニング・サービスの提供に必要とされる高度な専門知識を修得する課程。	変額保険販売資格試験 変額保険の販売に必要な知識の修得と販売資格の取得。	外貨建保険販売資格試験 外貨建保険の販売に必要な知識の修得と販売資格の取得。
②受験資格	協会が指定する所定の30単位を試験日までに履修したことを生命保険会社が確認した者。 研修日数・時間は8日間かつ32時間以上をモデルケースとするが、効率的な教育が行われる場合は、日数、時間にとらわれません。	試験申込時において、生命保険募集人登録済である者。ただし、一般課程試験の免除者を除く。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; margin-top: 5px;">全社共通の対応部分の研修(モデルケース：2日間以上12時間以上) ただし、効率的な教育が行われる場合は、日数、時間にとらわれません。</div>	試験申込時において、専門課程試験の合格者。	試験申込時において、応用課程試験の合格者。	<ul style="list-style-type: none"> 専門課程試験の合格者、または本試験と同日に実施される専門課程試験の受験者。 協会の定める所定の研修(モデルケース：2日間以上10時間以上)を試験日までに履修したことが確認された者。ただし、効率的な教育が行われる場合は、日数、時間にとらわれません。 変額保険の発売認可(認可申請を含む)を得ている会社に所属する者。 	<ul style="list-style-type: none"> 専門課程試験の合格者、または本試験と同日に実施される専門課程試験の受験者。 協会の定める所定の研修(モデルケース：2日間以上10時間以上)を試験日までに履修したことが確認された者。ただし、効率的な教育が行われる場合は、日数、時間にとらわれません。 外貨建保険の発売認可(認可申請を含む)を得ている会社に所属する者。
③試験方法	CBT(コンピュータ試験)による協会が設定する試験会場のうち、受験者の任意の会場での試験	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
④出題範囲	一般課程研修カリキュラムのうち、基礎研修30単位(生命保険の基本知識)	専門課程テキスト(共通テキスト)	応用課程テキスト(共通テキスト)	大学課程テキスト(共通テキスト)	変額保険テキスト(共通テキスト)	外貨建保険テキスト(共通テキスト)
⑤解答方法	CBT(コンピュータ試験)方式	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左

MEMO

業界共通教育課程試験等のテキストおよび試験問題の取扱方針について

- ・業界共通教育課程試験、生命保険講座試験および継続教育制度（以下、業界共通教育課程試験等という）のテキストおよび試験問題（過去問題を含む）の著作権は、生命保険協会に属します。
- ・テキストおよび試験問題（過去問題を含む）は業界共通教育課程試験等の教育および受験の目的にのみ利用するものとします。
- ・テキストおよび試験問題（過去問題を含む）の一部または全部を無断で複写・複製・転載・頒布・販売すること、ならびに磁気または光記録媒体、コンピューターネットワーク上等へ入力することは、法律で認められた場合を除き固く禁じます。なお、生命保険協会が許可した場合または法律で認められた場合であっても、当該行為により生じた結果について、生命保険協会は故意または重大な過失がある場合を除き一切の責任は負わないものとします。

令和7年6月4日初版発行

令和7年度

変額保険テキスト(販売資格試験用)

不 許
複 製

編集発行人

東京都千代田区丸の内3の4の1

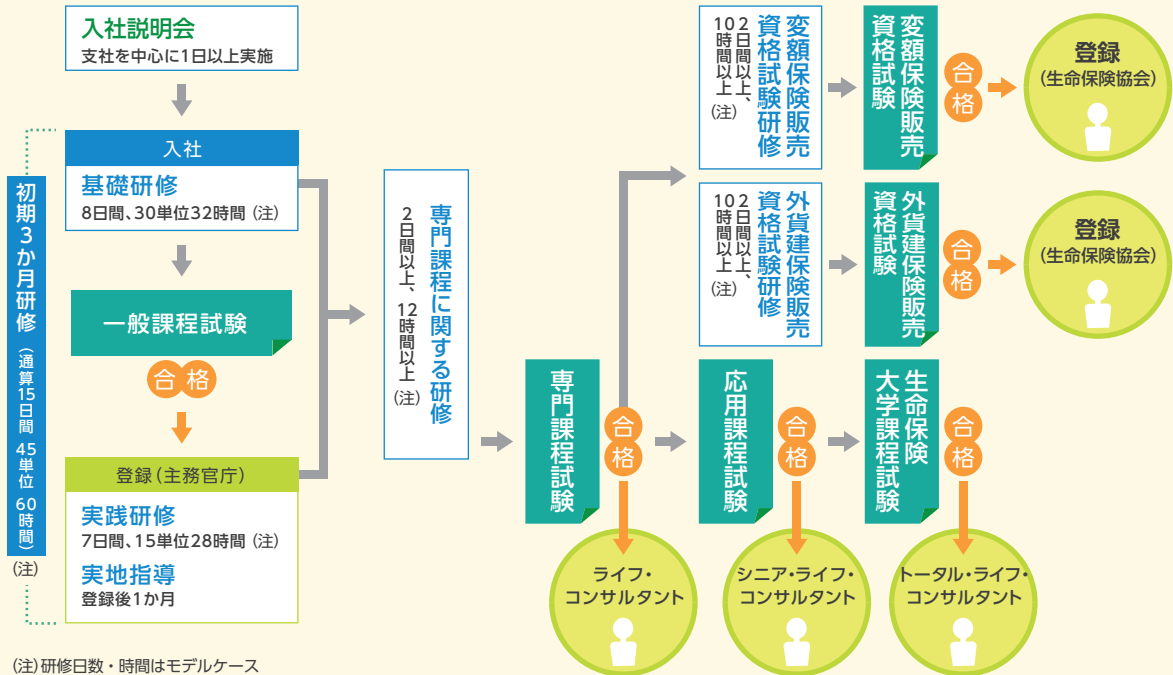
一般社団法人 **生命保険協会**

表紙のマークは生命保険のシンボルマークです。生命保険は家族にとってかけがえのない大切な存在です。シンボルマークではその深くで強いつながりを Life insuranceの〈L〉と〈i〉と家族をシンボライズしたパターンを重ね合わせて表現しています。

業界最高峰の資格、 トータル・ライフ・コンサルタント (生保協会認定FP)を目指しましょう！

業界共通教育制度の体系図

業界共通教育課程



継続教育制度

原則すべての生命保険募集人が、当協会が定める継続教育制度標準カリキュラムに則った研修などを毎年履修する。 ※所属する生命保険会社・代理店にて研修を実施します。

一般社団法人生命保険協会では、生命保険募集人の資質向上のため、上記の業界共通教育制度を運営しています。

生命保険一般課程試験	生命保険募集人として必要とされる生命保険の基礎知識を習得する課程。
生命保険専門課程試験	生命保険販売に関する専門知識と周辺知識を習得する課程。
生命保険応用課程試験	知識を生かした応用力・実践力を養成し、ファイナンシャル・プランニング・サービスの充実を図る課程。
変額保険販売資格試験	変額保険の販売に必要な知識の習得と販売資格の取得。
外貨建保険販売資格試験	外貨建保険の販売に必要な知識の習得と販売資格の取得。
生命保険大学課程試験 6科目	ファイナンシャル・プランニング・サービスの提供に必要な高度な専門知識を習得する課程。 ●生命保険のしくみと個人保険商品 ●ファイナンシャルプランニングとコンプライアンス ●生命保険と税・相続 ●資産運用知識 ●企業向け保険商品とコンサルティング ●社会保障制度

◎生命保険大学課程全科目に合格し、会社からの推薦を得た者だけが、トータル・ライフ・コンサルタントの資格を取得できます。